

(案)

**「北区基本計画 2015」及び
「北区経営改革プラン 2015」の
改定のための検討会
答申**

平成 31 (2019) 年 2 月 28 日

はじめに

本検討会は、平成 30（2018）年 10 月、北区長から「北区基本計画 2015」及び「北区経営改革プラン 2015」の改定について諮問を受けました。

以来、平成 31（2019）年 2 月までの 5 か月間、新たな基本計画及び経営改革プランについて、集中的に検討を行ってきました。このたび、検討会としての最終のまとめを得たので、ここに答申をします。

当検討会では、少子高齢化や将来的に予測される人口減少をはじめとする、さまざまな区政の課題に対し、各委員がそれぞれの専門分野や区民の視点から、多角的な意見を出し合い、今後の 10 年先を見据えた幅広い視点で、できるだけ丁寧な議論を重ねるよう心がけてきました。

今回の検討においては、「区民とともに」を基本に据え、目指す北区の将来像の実現に向けて、必要とされる行政の役割と、区民の皆さんに期待する日常的な取組みについて議論を深め、お互いがともに公共サービスの担い手であるという協働精神の重要性を再認識するに至りました。

今後、北区が区民と手を携えて、この検討会の答申の趣旨を踏まえた具体的かつ魅力あふれる計画を策定・推進することにより、区民・行政が、ともにゆとりと豊かさで夢を感じられ、人の輝き、まちの輝きを「新しい時代」へとつなぎ、輝く未来、「ふるさと北区」が実現されることを強く期待します。

最後に、お忙しい中、本検討会開催において、闊達なご意見、ご提案を賜った委員各位に御礼を申し上げます。

平成 31（2019）年 2 月 28 日

「北区基本計画 2015」及び「北区経営改革プラン 2015」の改定のための検討会
会長 北原 理雄

目次

I 検討にあたって	1
II 基本目標別計画	5
第1章 健やかに安心してらせるまちづくり	7
1-1 健康づくりの推進	8
1-2 地域福祉推進のしくみづくり	11
1-3 高齢者・障害者の自立支援	15
1-4 子ども・家庭への支援	19
1-5 福祉のまちづくり	24
第2章 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	27
2-1 地域産業の活性化	28
2-2 コミュニティ活動の活性化	33
2-3 個性豊かな地域文化の創造	36
2-4 生涯学習の推進	39
2-5 生涯スポーツの推進	42
2-6 未来を担う人づくり	46
2-7 グローバル時代のまちづくり	53
2-8 男女共同参画社会の実現	56
2-9 主体的な消費生活の推進	60
第3章 安全で快適なうるおいのあるまちづくり	63
3-1 計画的なまちづくりの展開	64
3-2 安全で災害に強いまちづくり	66
3-3 利便性の高い総合的な交通体系の整備	72
3-4 情報通信の利便性の高いまちづくり	76
3-5 快適な都市居住の実現	79
3-6 うるおいのある魅力的な都市空間の整備	83
3-7 持続的発展が可能なまちづくり	86
3-8 自然との共生	91
第4章 基本計画推進のための区政運営	95
4-1 区民と区の協働によるまちづくりの推進	96
4-2 計画的・効率的な行財政運営の推進	99
4-3 自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進	105
「新たな北区基本計画」施策体系図	109
III 経営改革プラン2015の改定について	115
1 経営改革を継続的に実施する必要性について	116
2 経営改革改定にあたっての考え方	120
「新たな北区経営改革プラン」体系図	123
参考資料	125

I 検討にあたって

この答申は、区が策定する新しい基本計画の中に盛り込み、進めていくべき施策のあり方を「北区基本計画 2015」及び「北区経営改革プラン 2015」の改定のための検討会として区に対し提言するものです。北区基本構想で示した基本施策ごとに、「今後の課題」として検討会の認識を示すとともに、より具体的に「施策の方向」を提案しています。

なお、経営改革プランの改定については、「Ⅲ 北区経営改革プラン 2015 の改定について」の中で提案しています。

北区が昨年度に実施した人口推計調査報告によると、近年、北区の人口は増加傾向にあるものの、将来的には少子高齢化が進展し、生産年齢人口の減少や 2025 年に団塊の世代が 75 歳以上を迎えることなどによる年齢構成のアンバランスな状態が続くこと、また外国人人口が増加していくことなどが予想されています。本検討会では、これらの影響により、地域コミュニティの在り方が大きく問われていくであろう将来に向けて、区政の基本姿勢である「区民とともに」を推進するための施策の方向を検討しました。

まず、まちづくりの主役である区民と区が良好なパートナーシップを築き、「協働のまちづくり」をさらに進めることです。町会・自治会や地域のボランティアの方々、商店街や企業といった枠組みだけではなく、子どもとその親、学生といった若者から高齢者まで、世代を超えた人々の交流を促進することが、地域コミュニティの活性化へとつながります。

だれもが「我が事」として地域や地域の課題に関心を持ち、お互いに支え合う「地域のきずなづくり」を推進できる施策の展開が重要です。そして「地域のきずなづくり」の推進は、だれもが一人ひとりの暮らしといきがいをともに創り、高めあう「共生社会」の実現へとつながります。

さらに、子育て世代や将来的な子育てニーズに対応できる、乳幼児を中心とした子育て施策を推進するとともに、保育の質と量の向上を目指すほか、小中学校の児童・生徒の確かな学力の向上に向けた取組みを積極的に進める施策の展開が重要です。

そのうえで、仕事と家庭生活の両立、就労・復職支援や妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援など、女性の活躍を推進するしくみづくりや、区民の生活を豊かにするための地域産業・商業の活性化、安全・安心で快適な環境づくりなど、北区で学び、働き、暮らし、育てるための「子育てファミリー層・若年層の定住化」を幅広く展開する必要があります。

今回の基本計画の改定においては「区民とともに」を基本に、こうした「地域のきずなづくり」と「子育てファミリー層・若年層の定住化」を改めて最重要課題として位置付けたうえで、これまで以上に、「地震・水害に強い安全・安心なまちづくり」に全力で取り組み、「長生きするなら北区が一番」、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものとするための新たな施策を、力強く積極的に取り組むべきものとして提案します。また同時に、子育て世代や高齢者のみならず、すべての区民や北区を訪れる人々にとっての北区の魅力、「北区らしさ」を感じてもらえるような、効果的で多角的な施策の展開が重要であると考えます。

これらの内容のほか、今後、計画策定や施策の展開にあたり、以下の点については、重要な視点と考えられますので、十分考慮していただくことをお願いするものです。

第一に、「教育先進都市・北区」にふさわしい取組みのさらなる推進です。

未来を担う人づくりについては、小中学校の児童・生徒を中心とした、学力、資質・能力の向上に向けた取組みの推進が重要です。基礎的な知識及び技能の確実な定着はもとより、いじめの根絶など豊かな心を育むための取組みや、国際教育、プログラミング教育等を通じた言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力の育成など、グローバル社会で活躍できる子どもを育てるためのカリキュラムの充実、さらに、これらを実現するために学校・家庭・地域が連携して社会全体の教育力を底上げしていく教育体制を推進することが必要です。

生涯学習や生涯スポーツについては、子どものみならず、あらゆる区民が生涯にわたり、ライフスタイルに合わせて学習やスポーツに取り組むことのできる環境を整備し、活動を通じたいきがづくり、健康増進、地域への貢献へとつなげていくしくみづくりが重要です。

第二に、まちづくりの一層の推進です。

災害に強いまちづくりの推進については、首都直下地震のみならず、集中豪雨等による水害や土砂災害への対策、住民の自助力向上や他自治体との連携を含めた防災体制の強化が急務です。

北区を特徴づける優れた景観づくりについては、個性的で魅力的な公園づくりや、水辺環境を活かしたやすらぎとにぎわいの空間づくりを、区民や民間事業者と協働して進めることが重要です。

王子駅周辺の整備にあたっては、快適で機能性の高い新庁舎建設に向けた検討を深めるとともに、周辺環境の業務機能、歴史・文化機能、商業機能を強化し、「東京の北の拠点」として、夢のあるまちづくりを積極的に進める必要があります。

また、十条駅周辺では、十条駅西口地区市街地再開発事業や十条駅付近連続立体交差事業を着実に進め、防災性の向上を図るとともに、地域のにぎわいを生かしながら、相乗効果を期待できる積極的な取組みが必要です。

さらに、快適な移動の確保や回遊性向上のため、コミュニティバスなど地域公共交通の充実についての検討を行うことが重要です。

第三に、多様性社会、多文化共生社会に向けた取組みの推進です。

だれもが安心して暮らせるよう、国籍や年齢、性別や性のあり方、障害の有無といった多様性を認め合い、一人ひとりが個人として尊重され、いきいきと生きることができる社会の実現に向けた取組みが重要です。

外国人区民が日本人区民とともに地域に愛着やつながりを持ち、地域の一員として活躍できるよう、お互いに自国の文化や習慣を大切にしながら、国籍等の違いによる多様な価値観を認め合い、支え合う、多文化共生のしくみづくりが必要です。

区を取り巻く社会経済状況は、わずかな期間で様々な変化を見せ、その変化の速度はさらに増していくものと予想されます。

日本経済は「生産性革命」と「人づくり革命」に取り組むことにより、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環がさらに進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれているところです。しかしながら、法人住民税の一部国税化や地方消費税清算基準の見直しなどの影響により、今後、一般財源の確保が難しくなることが考えられます。

また、保育所待機児童解消に伴う児童福祉費の伸び、高齢化の進行などに伴う扶助費の増加や公共施設の更新需要など、行政需要が中長期的に増大している中で、今後10年間の基本計画を策定するにあたり、どこに資源を優先的に投入し、将来の世代に負担を残さず、区民に夢と希望の持てる基本計画とするかという視点を忘れてはなりません。そのためにも、機能的かつ効率的な組織体制や業務遂行のしくみづくり、歳入確保に向けた取組みなど、より一層の経営改革に取り組んでいく必要があります。

このように、将来にわたって成長力を確保し、持続可能なまちづくりと地域活性化を推進するにあたっては、国際社会共通の目標であり、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決しようとするSDGs（国連が定めた「持続可能な開発目標」）の視点も内包しながら、様々な施策を有機的に結合させて実施することが重要です。

さらに、自治体だけの力であらゆる公共サービスを維持し続けることが困難な中、住民や企業と連携する新たな「共助」のしくみとしてのシェアリング・エコノミー、すなわち空間やモノ、個人のスキルを社会全体で共有するという考え方や、AI活用・IoT・オープンデータといった先端IT戦略を積極的に取り入れていくべきであると提案します。

本検討会は、東京オリンピック・パラリンピック開催後のさらなる先も見据え、北区のあるべき10年後の将来像を示すため、検討を重ねたものであり、基本計画及び経営改革プランの改定作業において、こうした社会経済状況の変化を見逃すことなく確実に捉え、柔軟に対応していくことを区に求めます。また、委員各位の専門的見地、区民や民間企業の視点から生まれた具体的で様々なアイデアについては、今後の個別事業計画へ反映すること、もしくは中長期的に検討していくことを期待します。

今後は、区民や区議会の意向を踏まえ、区民一人ひとりが、ゆとりと豊かさと夢を感じられる「ふるさと北区」の実現につながる、基本計画及び経営改革プランが策定されることを切に願うものであります。

Ⅱ 基本目標別計画

第1章

健やかに安心してらせるまちづくり

1-1 健康づくりの推進

■ 北区基本構想

だれもが、生涯を健康で明るく暮らすには、日頃から、自らの健康に関心を持ち、栄養、運動、休養の調和のとれた生活習慣を身につけて生活することが重要です。

区民一人ひとりの心と体の健康づくりを支援するとともに、区民の健やかな生活を支える保健・医療体制を充実します。

■ 基本方針

(1) 区民一人ひとりの健康づくりの充実と地域共生社会の実現をめざして、健康寿命の延伸を図ります。そのために、区民が自らの健康づくりに取り組めるよう支援します。特に若い時から健康に関心を持つきっかけをつくるとともに、健康を意識した行動が習慣化するための継続支援を行います。

(2) 区民のライフステージに合わせた事業を展開することで、保健・医療体制の充実を図ります。そのために、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及・定着に向けた取組みを引き続き実施するほか、医療・介護関係者が連携して対応できるよう、土台となる関係者の顔の見える関係づくりや、ICTを活用した情報共有支援に取り組めます。

■ 区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・生活習慣病を正しく理解し、栄養・運動・休養の調和のとれた生活習慣を身につける。
- ・日常生活の中で楽しみながら毎日の歩数や体重等を記録することに関心を持ち、健康づくりの意識を高める。
- ・定期的に健診や検診を受ける。
- ・保健医療関係団体、事業者やNPOは、区民の生活習慣病の予防や健康づくりを支援する。
- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会はかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及・定着に向けて取り組む。

区（行政）の役割

- ・生活習慣病やバランスの良い食習慣に関する知識を普及啓発する。
- ・運動をはじめとした健康を意識した行動の習慣化に向けて取り組む。
- ・健診や検診の重要性を啓発し、受診しやすい体制を構築する。
- ・地域に密着する保健師を中心とした健康づくりの支援を行う。
- ・かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及・定着を支援する。
- ・在宅療養を支える医療・介護関係者のさらなる連携推進を図る。

■ 施策の方向

(1) 健康づくりの支援

① 毎日の健康づくりの支援

【今後の課題】

区内の65歳健康寿命はほぼ横ばいとなっており、健康寿命のさらなる延伸につながる生活習慣の獲得・改善への啓発が必要です。

【施策の方向性】

- 健康寿命の延伸のため、糖尿病を中心とした生活習慣病予防と重症化予防、若い世代からの健康づくりの支援について、各種データを活用して重点的に取り組みます。
- 日常生活の中で「気軽にできる健康づくり」を推進し、生活習慣改善のきっかけづくりを行います。

② 健康づくり支援の環境整備

【今後の課題】

地域における健康課題を解決するため、区及び関係機関等は区民とともに健康づくりに関する取り組みを実施できる地域コミュニティの育成が必要です。

【施策の方向性】

- 健康づくりや保健福祉に関する活動を通して地域のつながりを強化し、一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創り高めあう、地域共生社会の実現をめざします。
- 保健師の地域活動を通して健康づくりの支援を行うとともに、様々なデータを活用した地域課題の分析、保健施策の立案・実施等につなげます。

③ 介護予防・地域支援事業の推進

【今後の課題】

いつまでも住み慣れた地域で長く健康で自立した生活を続けられるよう、身近な地域に介護予防や健康づくりに取り組める場を増やすとともに、地域の中で社会的役割を持って生活できるように支援することが必要です。

【施策の方向性】

- 自立支援、介護予防・重度化防止をめざして、高齢者のだれもが自らの意思で活躍できる場を地域の身近な場所に増やすなど、地域の中で支え合うしくみづくりを進めます。

(2) 保健・医療体制の充実

① 地域医療システムの整備

【今後の課題】

乳幼児、高齢者、障害者を含めたすべての区民が身近な地域で必要な医療を適切に受けられるよう、保健医療や在宅療養を支える体制の整備、医療環境の充実が求められています。

【施策の方向性】

- 身近な地域で日常的に受診、相談等ができるよう、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及と定着を図るほか、病院と診療所との連携も含めて、在宅療養を支える医療・介護のさらなる連携を図ります。
- 夜間や休日の急病等も適切な医療が受けられる体制の整備や、医療環境の充実にあたっての地域課題、区民ニーズの把握に取り組みます。

② 地域保健活動体制の充実

【今後の課題】

子育て世代等が地域社会において安心して生活できるよう、行政と医療機関等の連携の下で必要なサービスが提供できる体制を構築する必要があります。

【施策の方向性】

- 医師、歯科医師、薬剤師、保健師等の専門職が連携して地域保健活動に適切に関与できる体制を構築し、妊娠期からの切れ目のない支援等、区民のライフステージに合わせたきめ細かい保健サービスを提供します。

③ 早期発見・早期治療体制の充実

【今後の課題】

疾病の予防・早期発見のため、受診率が低いがん検診等の受診率向上に向けた取り組みや健診受診後のフォロー事業の充実が求められています。

【施策の方向性】

- かかりつけ医等による各種健診の実施や受診率向上に向けた受診勧奨事業を充実させます。
- 健診の実施から疾病の治療に至るまで対応できる地域医療システムの強化を図ります。

④ 安全で健康的な生活環境の確保

【今後の課題】

感染症予防や食の安全性の確保に加え、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的なイベントを契機として、受動喫煙などの観点から生活環境を整備していく気運が高まっています。

【施策の方向性】

- 予防接種等の感染症予防や衛生知識の普及啓発、食品衛生指導などを着実に実施するとともに、受動喫煙防止対策にも適切に取り組み、区民の安全で健康的な生活環境を守るための事業を実施します。

1-2 地域福祉推進のしくみづくり

■ 北区基本構想

ともに、支えあい助けあい、あたたかい心の交流のある地域社会をめざして、区は、区民、ボランティア・市民活動団体などと連携、協働し、地域福祉推進のしくみづくりを進めます。また、だれもが安心して必要なときに、適切なサービスを自ら選んで利用できるよう、利用者本位のサービス提供体制を整備します。

さらに、サービス利用者などの権利擁護のしくみづくりに取り組みます。

■ 基本方針

- (1) 多くの区民に支えられた地域に根差した福祉を推進するため、だれもが社会的役割を持ち、お互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを構築し、複雑化する課題に地域と連携して対応します。また、高齢者自身が主体的に活動できるようにするための意識づくり、しくみづくりに取り組みます。
- (2) 高齢者やその家族を介護・福祉・健康・医療など様々な面から総合的に支える拠点である高齢者あんしんセンターの役割は大きく、今後も機能の充実やサービスの質の向上を図り、公正・公平な運営を確保しながら利用者本位のサービス提供を行います。
- (3) 成年後見制度の利用促進につながる支援体制を構築するとともに、高齢者や障害者への虐待予防及び虐待対応の相談・支援体制の充実を図ります。

■ 区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、地域のコミュニティづくりにおいて役割を持って主体的に活動する。
- ・自らが生活する地域での課題を見つけ、区と地域等が参加する様々な会議の場において、課題を共有し、連携を図る。
- ・あいさつや声かけ等により高齢者や障害者を見守り、孤立化防止と虐待防止につなげる。

区（行政）の役割

- ・地域のコミュニティづくりのために、必要な施策を実施し、関係機関との連携を強化する。
- ・相談体制の充実を図るとともに、地域との情報共有を図り、連携して課題を解決する。
- ・成年後見制度の周知を図るとともに、市民後見人の活用も含め、成年後見制度の利用促進を図る。
- ・虐待防止センターを中心に、高齢者や障害者の虐待事案に迅速かつ適切に対応できる体制の充実を図る。

■ 施策の方向

(1) 区民主体の福祉コミュニティづくり

① 地域で支えあうしくみづくり

【今後の課題】

高齢者をめぐる様々な課題に対応するためには地域の力も重要となっているため、高齢者だけでなくあらゆる地域住民が役割を持って支え合い、だれもが自分らしく活躍できる地域のきずなづくりを進める必要があります。

【施策の方向性】

○社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員、商店街、NPO・ボランティア団体等による地域で支えあうしくみづくりに取り組み、福祉コミュニティづくりを推進します。

○地域の見守り・支え合い体制の充実や、高齢者あんしんセンターを中心に医療機関や介護事業者等を含めた社会資源ネットワークの強化を図り、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進します。

② 地域活動等への参加促進・支援

【今後の課題】

新たな地域の担い手が不足しており、地域活動に参加していない人にどうすれば地域活動に目を向けてもらい、参加を促せるかが大きな課題となっています。

【施策の方向性】

○おたがいさまネットワーク（※）やいきいきサポーター制度（※）などの情報提供に努め、ボランティア活動等への参加促進を図り、地域活動の担い手を育成することで地域の見守り・支え合い体制の充実を図ります。

※おたがいさまネットワーク：高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように高齢者あんしんセンターを中心に協力団体、協力機関、民生委員、声かけサポーター（民生委員から推薦を受けたボランティア）が連携して、見守り体制の強化を図っている。

※いきいきサポーター制度：65歳以上の方々が受入施設でボランティア活動をすると「いきいきサポーター手帳」にスタンプが押印され、その数に応じた交付金を受け取ることができる制度のこと。

(2) 利用者本位のサービスの提供

① 多様なニーズに対応する良質なサービスの提供

【今後の課題】

高齢者やその家族等を総合的に支える拠点である高齢者あんしんセンターの役割がますます重要になってきています。また、介護職員をはじめとした福祉人材の確保が喫緊の課題となっています。

【施策の方向性】

- 事業評価の実施等により、高齢者あんしんセンターにおける公正・公平な運営を確保し、質の高いサービスを提供します。
- サービス事業者の経営基盤向上を図るため、資格取得のための研修や受験料の補助などを行い、福祉人材の確保・育成を支援します。

② 身近な地域の相談体制の確立

【今後の課題】

高齢者や障害者など、支援を必要とする方が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、本人や家族の力、公的な支援だけでは十分でなく、地域の力がますます重要になっています。

【施策の方向性】

- 高齢者あんしんセンターを中心にあらゆる社会資源を結びつけ、連携と協力を一層深めていき、身近な地域での相談体制の充実を図ります。

③ 総合的なサービスの提供

【今後の課題】

高齢者、障害者、子どもなど、世代や分野を問わず、地域課題は複雑化してきており、総合的な相談支援体制の構築やサービス提供体制の整備が求められています。

【施策の方向性】

- 複雑化する課題に対応するため、世代や分野の垣根を超えた連携を推進し、総合的な相談支援体制を構築します。また、障害者の自立支援、専門相談体制の充実を図るため、基幹相談支援センター（※）の設置をめざします。

※基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者の相談支援を総合的に行う。

(3) 権利擁護のしくみづくり

① 権利擁護の推進

【今後の課題】

成年後見制度の利用促進に関する法律及び同基本計画により、区が成年後見制度の更なる利用の促進を図っていく必要があります。また、判断能力が低下した人の契約支援やサービス利用支援など、日常生活における権利擁護の推進が求められています。

【施策の方向性】

○財産の管理や生活等に支障がある人の権利擁護を推進するため、権利擁護センター「あんしん北」の活動強化を図ります。

○社会福祉協議会と連携し、地域福祉権利擁護事業（※）の活用と成年後見制度の利用促進を図ります。

※地域福祉権利擁護事業：判断能力の不十分な高齢者や知的障害のある方などを対象に、福祉サービスの情報提供や利用手続きなどの援助を行う事業。

② 人権を守る体制の充実

【今後の課題】

高齢者虐待の相談・通報件数は増加傾向にあり、虐待の予防や早期発見等、迅速かつ適切な対応が求められています。また、障害者差別の解消に向けた区民や民間事業者に対する周知や、高齢者や障害者への介護負担が重いと感じている介護者や家族に対する心のケアと長期的な支援が求められています。

【施策の方向性】

○虐待防止センターを中心とした関係機関との連携を強化し、高齢者や障害者への虐待事案に迅速かつ適切に対応できる体制の充実を図ります。

○障害者差別解消法の趣旨の普及啓発に努め、障害を理由とする差別のない共生社会の実現をめざします。

○介護者や家族の介護負担の軽減を図るため、相談・支援体制を整えると同時に、認知症や障害がある人への理解を促進するための普及啓発活動を推進します。

1-3 高齢者・障害者の自立支援

■北区基本構想

高齢者や障害者が、いきいきと活動している活力ある地域社会をつくるため、住み慣れた地域で、明るく健康で充実した生活を送れるよう自立を支援します。

■基本方針

- (1) 「人生 100 年時代」と言われる今日において、高齢者や障害者の就業機会の拡大や障害児・障害者の自立生活への支援を図るなど、社会参加につながるしくみをつくり、いくつになっても元気でいきいきと暮らし続けることができる「いきがい」につなげる取組みを進めます。
- (2) 障害者や高齢者、認知症の人等が抱える複合的な課題に対応できるように、身近な地域での相談や情報提供等の体制を整備し、いつまでも住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、北区版地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- (3) 利用者のニーズや施設の入所状況、整備圏域のバランス等に留意して、高齢者や障害者の生活の場となる福祉施設を計画的に整備・誘導するとともに、福祉人材の確保を推進し効率的な施設運営を図ります。また、「親なき後」の生活支援体制の確保に向け、区有地等の活用を含めた障害者グループホーム等の整備・誘導などにより、多様な生活の場を提供していきます。

■区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・地域のイベント、健康づくり活動、ボランティア活動に積極的に参加する。
- ・高齢者あんしんセンターが中心となり、町会・自治会、民生委員・児童委員、介護事業者、医療機関、NPO・ボランティア団体など関係機関が連携し、高齢者やその家族を地域の中で支えていく。
- ・事業者は、高齢者や障害者の就労に関する理解を深め、雇用を推進する。
- ・事業者は、将来的な福祉人材の育成と確保を推進する。

区（行政）の役割

- ・地域で活動する高齢者や障害者支援団体、及び介護者を支援する団体による地域における健康づくり活動、ボランティア活動を支援する。
- ・地域が主体となって、地域の特性に応じた高齢者や障害者支援のしくみづくりを推進する。
- ・区民のニーズに応じた福祉施設の整備に加え、周辺的生活環境への配慮ほか、老朽化する福祉施設の計画的な改修を進める。
- ・福祉人材の就業支援、業務負担軽減策等による、人材確保にかかる支援を行う。
- ・関係機関との連携を強化し、高齢者や障害者を積極的に雇用する。

■ 施策の方向

(1) 社会参加の促進

① 就労・就業への支援

【今後の課題】

「人生 100 年時代」の到来を見据え、高齢になっても本人の希望に応じて働き続けられるように支援する必要があります。また、就労定着支援サービスの創設や障害者法定雇用率の引上げにより、一般就労した障害者の就労継続の支援がこれまで以上に求められています。

【施策の方向性】

○高齢者のいきがいくりの拠点となる施設の設置やシルバー人材センター等の活動支援により、高齢者の様々な意向に即して、豊富な経験と知識を生かせる就労・就業の機会を提供できるしくみをつくります。

○国、東京都、ハローワーク等とともに、働く意欲のある障害者のさらなる雇用促進及び就労支援を図ります。

② 多様な社会参加への支援

【今後の課題】

「人生 100 年時代」の到来を見据え、様々な意向に即した社会参加等により、高齢者となっても活躍できる地域づくりを進める必要があります。

また、一人暮らしの高齢者や障害者が増加傾向にあり、近所づきあいの減少などの影響で、社会から孤立することによる様々な生活課題が懸念されます。

【施策の方向性】

○ワンストップ窓口の設置によるマッチングを行うなど、地域における相談や学びの場を提供し、社会参加やそのきっかけづくりを行い、高齢者のいきがいくりにつなげます。

○障害者が自立した生活や社会生活を営むことができるように支援を行います。

○地域住民の交流と協力を推進し、住民が相互に連携できる環境を整備します。

③ 教育、生活訓練の機会の確保

【今後の課題】

医療技術の進歩等により、医療的ケア児や重症心身障害児の増加が予測されるため、こうした障害児に対する在宅生活等における支援の強化が求められています。

【施策の方向性】

○心身の発達に不安のある障害児や医療的ケア児に対して、児童発達支援事業所等の支援施設を誘致するなど、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目のない支援を行う体制を整備します。

(2) 在宅生活の支援

① 地域包括ケアシステムの構築

【今後の課題】

団塊の世代が75歳を迎える平成37(2025)年度を控え、地域性に即した地域包括ケアシステムを構築していく必要があります。

【施策の方向性】

- いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるように、北区版地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- 顔の見える連携会議やICTを活用した情報共有支援などにより、在宅療養を支える地域の医療・介護関係者の更なる連携推進を図ります。

② 障害者支援の充実

【今後の課題】

障害者や介助者の高齢化が進んでおり、「親なき後」の生活支援体制の確保が不可欠です。

【施策の方向性】

- 居宅介護や短期入所、生活介護、グループホームなど各種サービスの充実を図り、障害者とその家族を支える基盤整備を進めます。

③ 認知症対策の推進

【今後の課題】

高齢者、特に後期高齢者の増加に伴い、認知症の人が増加しており、介護を行う家族の介護疲労や介護負担が増してきています。また、若年性認知症の本人や家族に対する支援も求められています。

【施策の方向性】

- 認知症サポーターなど認知症を支える担い手との協働、認知症カフェなどの家族の集いの場の開催や若年性認知症等の普及啓発など、認知症の人とその家族を支える体制を整えます。
- 高齢化の進展に伴う認知症の人の増加に対応するため、早期に適切な医療・介護・生活支援等が受けられる初期の支援体制を高齢者あんしんセンターを中心に整えます。

(3) 生活の場の確保

① 多様な生活の場の確保

【今後の課題】

高齢者や障害者の生活の場となる福祉施設について、利用者のニーズ等に留意した整備を行う必要がある一方、福祉人材の不足により、職員体制を確保できず受入人数が定員に満たない施設が出ています。また、障害者の高齢化に伴う障害の重度化が進み、重度障害者や医療的ケアを要する障害者の受け入れが課題となっています。

区立の特別養護老人ホームは老朽化が進んでおり、引き続き介護サービスを提供していくための適切な維持管理を行う必要があります。

【施策の方向性】

- 地域や事業者、医療機関、教育機関との連携を強化し、区民ニーズを適切に捉え、高齢者や障害者一人ひとりが安心して地域の一員として生活できる、生活の場の確保のため施設整備を推進します。
- 効率的な施設運営が図られるよう、施設整備とあわせ福祉人材の確保を推進します。
- 区立の特別養護老人ホームは、区民の需要が高い施設として、中長期的に大規模改修を計画、し、適切な維持管理を行います。

1-4 子ども・家庭への支援

■北区基本構想

だれもが、子どもの権利を尊重し、子どもたちが心身ともに健やかに人間性豊かに成長するよう、区は、地域社会と一体になって、子どもたちを取り巻く良好な環境づくりを進めます。また、安心して子どもを生み育てられるよう、子育て家庭を支援します。

■基本方針

- (1) 今後10年は増加する見込みの年少人口や、保育サービス・子育て支援へのニーズの多様化に柔軟かつ的確に対応し、子どもの健やかな育ちを支えます。また、だれもが安心して妊娠・出産・育児ができるよう、総合的な支援・相談拠点となる複合施設を整備し、養育に関する相談機能、児童虐待防止対策の強化を図ります。
- (2) 子どもたちの健やかな成長を支援する環境の整備と、豊かな体験活動や幅広い社会参加の機会となる多様なプログラムの実施に取り組みます。
- (3) 不安や孤立を感じながら子育てをする保護者が増えている中、子育て世帯を見守り支え、地域社会とのつながりを大切にした施策を展開します。

■区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・子育てを通じて親同士交流する。
- ・見守りや声掛け等、地域ぐるみでの子育て支援を行う。
- ・自らの知識や経験、技能を子どもたちへ伝えていく。
- ・防犯パトロールや防災訓練へ参加する。
- ・虐待を疑うような異変に対して、通告や相談を行う。

区（行政）の役割

- ・保育園や学童クラブの整備により待機児童解消を図る。
- ・子育て支援活動を行う地域活動団体をサポートする。
- ・知識や経験、技能を生かしたいと考える区民に、活躍の機会を与える。
- ・子どもにとって安全安心な地域づくりに取り組む。
- ・区民や関係機関と連携し、児童虐待の予防、早期発見、見守りを推進する。

■ 施策の方向

(1) 子育て家庭への支援

① 多様な保育サービスの充実

【今後の課題】

安心して子どもを生き育てられる社会、仕事と子育てを両立できる社会にしていくため、保育の受け皿の拡大に加え、保護者の多様なニーズに対応した様々な保育サービスの充実がより一層求められており、特に配慮が必要な子どもへの支援等、保育者の専門性への要求が高まってきています。また、保育に従事する人材の確保や保育事業者・保育士への支援が大きな課題となっています。

【施策の方向性】

- 保護者の様々な就労形態に伴って多様化する保育ニーズに対し、長時間保育や病児保育等、多様な保育サービスの提供体制を築きます。
- 待機児童解消や安全で快適な保育環境のため、施設整備とともに、研修の充実や保育人材の確保支援等、保育の質の向上に向けた保育事業者・保育士への支援に取り組みます。
- 幼稚園・認定こども園・保育園と小学校が連携し、就学前教育保育の充実を図ります。
- 児童発達支援事業や特別支援教育をはじめとした、心身の発達に不安のある障害児や医療的ケア児への支援体制の確保を図ります。

② 子育て相談の充実と交流の促進

【今後の課題】

保護者の子育てに対する不安を解消するため、保護者同士の交流の場や機会の提供が求められています。また、保護者から寄せられる相談の内容が専門化・多様化しているため、相談体制のさらなる充実が必要です。

【施策の方向性】

- 身近な場所で気軽に相談できる体制と専門的な相談につなげる体制を整え、妊娠期から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。
- 子育て中の保護者が気軽に集い、情報交換や自分にあった子育ての仕方を学ぶことのできる場の提供を行います。

③ 困難を抱える子育て家庭への支援

【今後の課題】

貧困等の困難を抱える家庭の保護者の状況を把握し、情報提供や相談窓口への誘導を強化して、早期に適切な支援につなぐ必要があります。

【施策の方向性】

- 子どもの貧困問題解決やひとり親家庭の支援について、相談体制の充実や経済的な支援とともに、子ども食堂のような食事提供を含めた子どもの居場所づくりや学習支援事業等、区民やNPO・ボランティア団体等と連携した多岐に渡る支援を行います。

④児童虐待への対応

【今後の課題】

児童虐待を生む原因の一つに社会からの孤立があります。だれもが子育てに関する相談やSOSを安心して発信でき、これらに適切に対応できるしくみづくりが必要です。

また、児童虐待新規受理件数の増加に伴い困難ケースも増加している傾向にあり、法律改正によって泣き声通告等、都の児童相談所が受理した通告が区市町村へ送致されるようになることへの対応が必要となります。そのため、区に児童相談所を設置するうえで、施設の場所や形態、人材育成等、十分に検討して準備を進める必要があります。

【施策の方向性】

- 子ども家庭支援センターを中心に、関係各課、関係機関との情報共有をはじめとした連携を強化するとともに、地域全体で子育て家庭を支えるネットワークづくりを推進し、増加傾向にある児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。
- 都や他区と協力し、施設整備や人材育成等、児童相談所の設置に向けた検討・準備に取り組みます。

⑤子育てしやすい環境づくりの推進

【今後の課題】

子育て支援に関する事業やサービスは、子育て世代のニーズの多様性にあわせて利便性を高めていかなければなりません。ニーズの取り込みや迅速な情報提供が重要であり、今後 SNS 等を活用した対応が必要となります。

【施策の方向性】

- 子育てに対する不安を解消するため、子育て情報サイトやアプリを活用し、ニーズの把握や子育てに関する事業や制度についての迅速な情報提供に努めます。
- 安全な遊び場の整備やファミリー世帯向け住宅の整備誘導等、子育てファミリー層が快適に暮らせる環境づくりを進めます。

⑥子育て支援の拠点の整備

【今後の課題】

地域や行政の支援に目を向けることのできない孤立した保護者を把握し、ケアしていく必要があります。また、多岐に渡る子どもに関しての専門的な相談に対応するため、より一層の関係機関の連携体制が求められています。

【施策の方向性】

- 安心して子育てできるように、子どもセンター等子育て世代が集う支援拠点の整備、機能の充実を図り、「孤育て」に陥りがちな親とのつながりを強化します。
- 子どもに関わる総合的な相談拠点として、児童相談所の整備にあわせ、子ども家庭支援センターや児童発達支援センター、教育総合相談センター等の機能を集約した複合施設を整備します。

(2) 子どもの健やかな成長の支援

① 魅力ある遊び環境づくり

【今後の課題】

少子化によって兄弟姉妹間で遊ぶ機会や地域における異年齢同士の交流が減少しており、子どもが一人で遊ぶ機会が増えています。

【施策の方向性】

- 子どもたちの社会性や創造力を育み、子どもたちの健やかな成長の支援につながる、魅力ある遊びの環境整備を行います。
- 異なる年齢、異なる世代が交流できる拠点である、子どもセンターやティーンズセンター、放課後子ども総合プランにおいて、地域と連携した多彩な活動を展開します。

② 豊かな体験活動の充実

【今後の課題】

子どもたちの豊かな成長につながる体験や、体験後にも生かせるような活動をしたいといったように、体験活動に対する子どもたちや保護者のニーズが多様化しています。

【施策の方向性】

- 子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むために、自然や文化芸術とのふれあいや、異なる世代の人々、区内外の様々な人々との交流など、様々な体験活動の機会を充実します。

③ 子どもの幅広い社会参加の促進

【今後の課題】

未来を担う人材として、子どもたちが地域活動やボランティア活動を通して社会の一員である自覚を持ち、自らの意見を表明できるようになることは重要です。そのために、できるだけ多くの社会参加の入り口を用意することが必要になってきます。

【施策の方向性】

- 子どもたちの自立や社会に貢献する喜びの実感のため、地域活動やボランティア活動、区政に関わる活動を含めた幅広い社会参加の機会を、地域や学校等と連携して充実します。

(3) 子どもをあたたく育む地域社会づくり

①地域における子育て支援

【今後の課題】

地域社会の連帯が希薄化し、孤立感を感じながら育児をする「孤育て」が問題となっています。一人ひとりがつながりを持てる地域コミュニティを育成し、地域における子育て支援につなげていく必要があります。

【施策の方向性】

○地域全体で子育て家庭を見守り、子育て家庭が孤立しないようにするため、地域の中でお互いが顔見知りとなり、気軽に声をかけられるような関係の構築に向けた取組みを推進します。

②子育てネットワークの育成

【今後の課題】

区において年少人口が増加している一方、周囲に相談できる人がおらず、不安や孤立を感じながら子育てをしている保護者も多くいます。子育て世代が気軽に集え、相談できる場を整備し、孤立感や子育てに関する不安の解消につながるネットワーク作りが必要となってきます。

【施策の方向性】

○身近な場所で気軽に参加できる親子向けイベント等を通して、地域の中における子育て支援グループのネットワークや保護者同士のネットワークの形成に取り組みます。

③子どもの安全確保の体制づくり

【今後の課題】

子どもを狙った犯罪や無差別殺傷事件、児童虐待事件やいじめによる自殺等、子育て世帯に不安を与える事件は後を絶たず、子どもの安全確保に対するニーズはさらに高まっています。

【施策の方向性】

○地域パトロールの強化や不審者等に関する情報配信を行うとともに、保護者や学校、住民や企業、商店といった、地域ぐるみで子どもたちを見守るしくみづくりを行います。

○深刻化する虐待やいじめなどの子どもの権利侵害に対して、学校だけでなく様々な関係機関が連携し、地域全体による予防と早期発見に努めます。

1-5 福祉のまちづくり

■ 北区基本構想

区民一人ひとりが、活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行えるよう、子どもや高齢者、障害者などに配慮したバリアフリーのまちづくりをめざします。

また、気軽に声をかけあい助けあえる、思いやりのある福祉のまちづくりを推進します。

■ 基本方針

(1) 高齢者、障害者等配慮を要する人を含めだれもが活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行うことができるよう環境整備を行い、ユニバーサルデザインの理念にもとづく福祉のまちづくりを推進します。

(2) 障害者差別を引き起こす原因の一つに、障害者理解の不足がある。今後も区民の障害者理解のさらなる促進を行い、様々な人と障害者が交流する機会の拡大を図ります。

■ 区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・ユニバーサルデザインの理念を共有する。
- ・北区バリアフリー基本構想の基本理念に基づき、区民・事業者の立場でバリアフリーのまちづくりを推進する。
- ・様々な障害の特性を理解する。障害の有無に関わらず、お互いを尊重し支え合う。
- ・地域のイベント、文化芸術・スポーツイベント、健康づくり活動、ボランティア活動等に積極的に参加する。

区（行政）の役割

- ・ユニバーサルデザインの理念の普及・啓発活動を行う。
- ・北区バリアフリー基本構想の基本理念に基づき、行政の立場でバリアフリーのまちづくりを推進する。
- ・安心して生活・移動できるように改善やスパイラルアップに努める。
- ・障害者差別解消法について、普及啓発を図る。
- ・地域におけるイベント、健康づくり活動等を支援する。
- ・地域で活動する様々な障害者支援団体の活動を支援する。

■ 施策の方向

(1) バリアフリーのまちづくり

①ユニバーサルデザインのまちづくり

【今後の課題】

具体的なバリアフリー化施策を着実に推進する必要があります。また、心と情報のバリアフリーの推進に向けた具体的な施策や協働による取組みを実践する必要があります。

さらに、バリアフリー水準の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）に向けて、利用者の参加によるハードとソフトの一体的な取組みを行う必要があります。

【施策の方向性】

○だれもが安心して生活・移動できる日常生活や活動ができるよう、具体的なバリアフリー化施策の進捗状況の把握や新たな課題に対する検討を加え、継続な利用者の参加による取組みを推進し、スパイラルアップを図りながら、共生社会の実現をめざします。

(2) 思いやりのある福祉のまちづくり

①こころのバリアフリーを育む環境づくり

【今後の課題】

障害者差別解消法の施行に伴い、行政機関や民間事業者には障害者への合理的配慮が義務付けられることとなり、差別解消の取組みを一層進める必要があります。

また、区民の障害者理解の促進を行い、様々な人と障害者が交流する機会の拡大を図る必要があります。

【施策の方向性】

○様々な機会を通して、障害者への理解を深め、障害者との交流の輪を広げていきます。

○子どもの頃から人と人との心の障壁を取り除き、思いやりと助けあいの心を育てるため、世代間交流や福祉啓発教育等に取り組む「こころのバリアフリー」を促進します。

第2章

一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり

2-1 地域産業の活性化

■ 北区基本構想

産業は、北区で働き、暮らす人々のゆとりある暮らしを支え、地域に活力を生み出す重要な役割を担っています。区は、産業人の創意と意欲にあふれた自由で活発な企業活動が展開できる環境づくりを進め、既存産業の活性化を図るとともに、社会環境の変化に対応した新たな産業分野への進出を支援します。

また、区民が集い、にぎわう、生活の場としての魅力あふれる商店街づくりを支援します。さらに、地域産業を支える勤労者の働きやすい環境づくりにも努めます。

■ 基本方針

- (1) 生産性向上につながる支援や相談体制の充実を図り、ハローワーク等の関係団体と連携して、区内中小企業の雇用情勢に対応した柔軟な事業展開を推進します。また、創業希望者への直接的な創業支援の充実に加え、創業に関する普及啓発に取り組みます。さらに、公民連携による観光の魅力発信を推進・強化します。
- (2) 区内事業者や企業分野を横断した連携支援等を通じて、新分野への事業展開や製品の高付加価値化、イノベーション等を促進します。また、意欲ある事業者の交流・取組みを推進し、北区産業のけん引役となるリーダー、グループの育成を図ります。
- (3) 商店街を構成する意欲ある個店の魅力を高め、経営基盤を安定化させる取組みを推進するとともに、商店街のけん引役となるリーダーの育成や多様な主体との連携・協働による商店街の新たな魅力づくりを推進します。さらに、区民生活の利便性の向上につながる生活に密着した産業の振興・支援を図ります。
- (4) 企業に対してワーク・ライフ・バランスへの取組みの必要性を理解してもらうため、区内産業団体を通じて広報活動を継続実施します。従業員に対しては、仕事に対する取組み方を見直してもらうため、ワーク・ライフ・バランスへの考え方の周知を進めます。

■ 区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・産業団体、地域金融機関、NPOは、行政と連携した中小企業者への支援を行う。
- ・区内企業や商店街は、北区産業の担い手として、経営基盤の強化・安定化、将来の事業継続・発展に向け創意工夫とチャレンジに努める。

区（行政）の役割

- ・産業団体、地域金融機関、NPO等の支援機関とのネットワークを強化する。
- ・コーディネーターとして様々な業種の事業者や、区民、大学をはじめとする研究機関等との多様な交流・連携を図り、事業者の生産性の向上や、製品・サービスの高付加価値化に向けた意欲的な取組みを支援する。

■ 施策の方向

(1) 新たな産業の展開

① 地域産業を支える産業施策の推進

【今後の課題】

中小企業の生産性の向上や製品・サービスの高付加価値化を支援するため、経営全般、販路拡大等の相談を一体的に行えるワンストップ相談窓口の充実・強化が課題です。

また、国の法改正や景気動向に合わせた融資制度の運用が求められています。

さらに、雇用市場において「売り手市場」が続き、新規求人数が大幅に増加する一方、多くの産業における必要な労働力不足が顕在化しています。

【施策の方向性】

○経済動向や経営環境の変化、国の動向に対応した利便性の高い相談体制の構築、融資制度の充実、産業・経済団体、金融機関等の関係機関が連携した支援を行います。

○雇用情勢の変化に合わせ、若者や女性を中心とした就労支援事業に加え、企業の人材確保・定着支援等の柔軟な事業展開を推進します。

② 創業の促進

【今後の課題】

創業を志してから事業が安定するまでの経営課題に対応したきめ細かな支援や潜在的創業者に対する創業への関心を高めることが求められています。

また、地域特性を踏まえたコミュニティビジネス（※）の振興が課題です。

さらに、多様化する創業ニーズに対応した創業支援を提供する環境の充実を図る必要があり、区内の産業・経済団体、金融機関等の創業支援機関が相乗効果を発揮できる体制が必要です。

※コミュニティビジネス：地域の課題をビジネスの手法を活用して解決する事業活動のこと。

【施策の方向性】

○創業者の成長段階に応じた支援を行うとともに、潜在的創業者のモチベーション喚起等、創業へのチャレンジ環境の整備に取り組みます。

○担い手として期待される高齢者・女性・若者によるコミュニティビジネス創業支援に取り組みます。

○区内における創業支援環境の充実を図るため、創業支援施設ネスト赤羽の機能拡充や民間創業支援施設との連携強化に取り組みます。

○地域金融機関をはじめとする創業支援機関との連携強化に取り組みます。

③ 北区の魅力を生かした観光の推進

【今後の課題】

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とその先を見据え、国、東京都、周辺自治体が積極的に観光振興に取り組んでいるため、交流人口の獲得をめぐる地域間競争の激化への対応が課題です。

【施策の方向性】

○訪日外国人旅行者数の増加や地域間競争の激化等の北区観光を取り巻く状況の変化を踏まえ、東京北区観光協会と連携し、北区観光の魅力の効果的な発信に取り組みます。

(2) モノづくりの振興

①ものづくりイノベーションの推進

【今後の課題】

AI・ロボット・IoT(※)等の先端技術を活用した生産性向上や新製品・新技術の開発に加え、企業間連携の活発化や大学をはじめとする研究機関の研究シーズ(※)活用の促進等、企業の高付加価値化に向けた取組みが重要です。

※IoT:「Internet of Things」の略。「モノのインターネット」と呼ばれ、「身の回りのあらゆるモノがインターネットにつながる」しくみのこと。

※研究シーズ: 科学技術研究の種(Seeds)、つまり将来花開き実を結ぶ可能性の高い研究を指す。

【施策の方向性】

○AI・ロボット・IoT等の先端技術の活用や販路の拡大・開拓等、新たな事業展開に向けた企業の取組みを支援することで、ものづくり企業の競争力強化を図ります。

○区内企業と大学をはじめとする研究機関をつなぎ、産学連携や企業同士の交流・連携を促進することで、製品の高付加価値化や技術の開発を促進します。

②ものづくり人材・企業の育成

【今後の課題】

北区産業をけん引するリーディング企業の育成や、経営基盤の強化を図るための事業承継、人材不足への対応が必要です。

【施策の方向性】

○企業間交流の推進やマッチング支援等の取組みを通じて、リーディング企業の育成を推進します。

○事業承継の支援、事業展開を支える人材の確保や育成に対する支援等に取り組むことで、企業経営の基盤強化・安定化を図ります。

③ものづくりのPR・ブランド力の強化

【今後の課題】

区内企業が持つ優れた製品や技術を区内外に向けて効果的に発信し、ブランド力の強化を図ることが必要です。

【施策の方向性】

○区内企業の共同開発等によるオンリーワン製品や技術等の産業ブランドの構築を推進し、「北区のものづくり」の魅力を国内外に向けて積極的に発信します。

(3) 生活サービス産業の育成

① 魅力ある個店づくりの支援

【今後の課題】

商店街の顧客離れや後継者不足による廃業、高齢化による担い手不足等、商店街を取り巻く環境は厳しいものとなっており、商店街を構成する意欲ある個店の魅力を高め、経営基盤を安定させる取組みが重要となっています。

【施策の方向性】

○個店同士が連携して取り組む商品開発や魅力的なサービスの提供、販路拡大等、個店のファン獲得及び来街者の増加につながる、個店の魅力づくりに向けた意欲的な取組みを支援します。

② 商店街の新たな魅力づくりの推進

【今後の課題】

インターネット購買の普及等による顧客離れや、商店街を担う人材の高齢化や後継者不足による廃業が進んでおり、商店街のけん引役となるリーダーや若手事業者の育成が課題となっています。また、区内観光資源等の活用や、商店街同士・地域・学生等との連携による新たな来街者の獲得に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

- 区民に選ばれる商店街を目指して、魅力ある商品やサービスを生み出していく意識と意欲を持った商店街のけん引役となるリーダーや若手事業者の育成を推進します。
- 地域資源、来街者等の商店街独自の強みを生かした特徴的取組みや商店街同士・地域・学生等との連携や協働による取組みを支援することで、商店街の新たな魅力づくりを推進します。

③ 区民生活を支える産業の振興

【今後の課題】

少子高齢化が進展し、区民一人ひとりのライフスタイルやニーズが多様化する中、日々の暮らしの利便性の向上につながる商業や福祉、教育、生活関連サービス業等の区民生活に不可欠な産業の振興・支援が重要となっています。

【施策の方向性】

○区民にとって暮らしやすい地域を形成するために、福祉や教育等の施策との連携も視野に入れつつ、区民生活に密接に関連したサービス産業の振興・支援を図ります。

(4) 勤労者の働きやすい環境づくり

① 勤労者が安心して働ける環境整備

【今後の課題】

ワーク・ライフ・バランスについての認知度は広がっているが、区として地域の特徴を踏まえた 企業向けの講座等、啓発活動に取り組む必要があります。

ワーク・ライフ・バランスに係るアドバイザー派遣については申請件数が少ないことが課題となっており、企業側からも従業者に向けてワーク・ライフ・バランスの考え方を周知することにより、制度の浸透を図る必要があります。

【施策の方向性】

○様々な仕事に就いている労働者が、仕事と生活がバランスよく両立されていて充実した生活を送ることができるよう、またセクハラやパワハラ、マタハラなどのハラスメントのない働きやすい職場環境となるよう、企業主に対して啓発を行います。

2-2 コミュニティ活動の活性化

■ 北区基本構想

思いやりと支えあいのある、人間性豊かで開かれた地域社会をめざして、多様な世代や人々の地域活動への参加や交流を推進します。

あわせて、地域で諸課題に主体的に取り組むため、ボランティア・市民活動団体、企業などの様々な活動主体が連携、協力できる環境づくりを進めます。

また、コミュニティ活動やボランティア・市民活動団体などの活動の場を整備します。

■ 基本方針

(1) 住みよいまちづくりに主体的に取り組める組織強化を推進し、区民一人ひとりが地域への愛着を深め、相互のきずなを確かなものにします。

(2) 区民により身近で、多世代にわたり快適に利用される施設となるよう、地域住民による自主管理を推進しながら、安心して快適に利用できる施設をめざす。

■ 区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・近隣のつながりや町会・自治会活動に関心を持つ。
- ・NPO・ボランティア団体は地域円卓会議や講演会等に積極的に参加し、地域団体同士が知り合い、連携・協力できるきっかけを作り、主体的に課題解決をしていく。
- ・北区 NPO・ボランティアふらざは、地域活動団体同士が連携できるコーディネートを行う。
- ・相互の交流及び自主活動を行う場としてコミュニティ施設を活用する。

区（行政）の役割

- ・地域を知り関心を持つきっかけづくりと積極的な情報発信に取り組む。
- ・NPO・ボランティア団体等が地域の課題解決に主体的に取り組めるための環境整備や活性化に向けた支援策を展開する。
- ・北区 NPO・ボランティアふらざがコーディネート機能を発揮できるよう、支援を行う。
- ・社会状況の変化に対応したコミュニティ施設の利用を推進し、施設として望ましい機能を検討する。

■ 施策の方向

(1) コミュニティ活動の支援

① 地域活動・交流の促進

【今後の課題】

地域それぞれに特性や問題点があり、画一的な講座、講演会のテーマでは地域活動の活性化に直接結びついていません。地域活動参加のきっかけづくりのために多様なツールを活用しながら、地域情報を発信する必要があります。

【施策の方向性】

- 若年層も含めた区民全体の地域コミュニティに対する関心を高め、地域住民相互の交流を促進するとともに、地域の連帯意識を醸成します。
- 地域課題を把握し、その特性に合わせた施策を展開します。

② 様々な活動主体による連携・協力への支援

【今後の課題】

町会・自治会や NPO・ボランティア団体等の課題が、町会・自治会の加入率の低下、新たな担い手の不足、外国人区民への理解と接し方など多様化しています。

【施策の方向性】

- 多様化する地域の問題に対して、町会・自治会や地域活動団体が協働して取り組めるようにします。

③ 協働推進体制の充実

【今後の課題】

以前から活動している NPO・ボランティア団体の一部は、区の基金を財源とする活動費助成事業を利用しているが、新規団体の応募は少なく、協働事業につながっていません。

【施策の方向性】

- 北区 NPO・ボランティアぷらざの機能の充実を図り、活動団体のネットワークを生かした事業を実施します。
- NPO・ボランティア活動等の組織基盤の強化を促進するとともに自立への支援を行います。

(2) コミュニティ施設の充実

① コミュニティ活動の場の整備

【今後の課題】

地域コミュニティ活動の促進には、利用者のニーズ等に対応した活動の場が求められています。

【施策の方向性】

○地域を舞台に様々な活動を行う団体等に対し、活動の場を提供することで、自主的な活動を推進します。

② 区民主体の施設運営の推進

【今後の課題】

地域住民の高齢化等に伴い、担い手不足が顕著になっている地域があります。また、自主管理団体により、施設の運営が統一されていません。

【施策の方向性】

○区民により身近な施設となるよう、地域の担い手が不足している施設などについても、新たな担い手を募り、地域住民主体の施設運営を推進します。

③ 施設の適正な配置と維持・管理の推進

【今後の課題】

施設が一斉に老朽化を迎え、計画的に改修等を行っていく必要があります。また、利用者の利用形態等の変化に伴う施設の機能更新等の要望について検討する必要があります。

【施策の方向性】

○施設の集約化・複合化により、コミュニティ活動拠点として機能の充実を図ります。

○利用者が施設を安心して快適に利用できるよう、施設状態や利用者のニーズ等の把握に努め、計画的な修繕、改修等を実施します。

2-3 個性豊かな地域文化の創造

■ 北区基本構想

グローバル時代にあっても、わたしたちの国や地域が育てた固有の文化を誇りに思い、大切にしていくことが必要です。

北区に根ざした生活や産業、伝統により育まれた貴重な文化を誇りにし継承しながら、区民の創意あふれる芸術文化活動を通じて、文化の香り高く、にぎわいのあるまちをつくります。区は、区民の主体的な芸術文化活動を支援して、区民とともに個性的な地域文化を創造し、北区の魅力として発信します。

また、北区を誇りに思う意識を育み、歴史的文化の継承と活用を図ります。

■ 基本方針

- (1) だれもが北区ゆかりの文化、区民の創意あふれる芸術文化や国際文化など、様々な文化芸術を身近に楽しめるよう、北区の文化資源を活用し、文化芸術活動の活性化に取り組みます。
- (2) 北区が誇る歴史的文化を保存し、次世代に継承していくために文化財の積極的な活用に取り組みます。

■ 区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・地域ゆかりの文化に興味・関心を持つ。
- ・区民や文化芸術団体等による文化芸術活動の連携や交流を行い、ネットワークの充実を図る。
- ・家に伝わる民具等の身近な文化財に目を向ける。
- ・地域に伝わるお祭りや伝統行事を見学に行ったり、積極的に参加したりする。

区（行政）の役割

- ・（仮称）芥川龍之介記念館をはじめ、田端文士村記念館、旧古河庭園等を中心に、地域ゆかりの文化を区民に伝える。
- ・北区文化振興財団と連携しながら、文化芸術が身近なまちづくりを推進する。
- ・区民が文化芸術に親しむ環境を整えるとともに、地域の活性化と文化芸術の振興を図る。
- ・文化財の保護や資料の収集・保存に積極的に努める。
- ・飛鳥山博物館における展示や教育普及活動の充実を図る。
- ・地域文化の保存・継承等の活動を支援する。

■ 施策の方向

(1) 個性豊かな文化の創造と発信

① 地域の個性を生かした文化芸術の創造

【今後の課題】

地域への愛着を深めるとともに、北区の魅力の向上のため、芥川龍之介をはじめとした北区ゆかりの芸術家等の文化資源を有効に活用する必要があります。

【施策の方向性】

- 北区の文化資源の活用や芸術家の創造的活動や交流活動を促進します。
- 田端地区及び滝野川エリアにおける文化のまちづくりをさらに推進することで、地域の活性化を図ります。

② 北区らしい文化芸術活動の発展・支援

【今後の課題】

区民主体の文化芸術活動を促進する必要があります。また、区民が文化芸術活動を行う際、より高い水準を達成するため、高い専門性や資質を持つ人材を支援する必要があります。

【施策の方向性】

- だれもが主体的に文化芸術を楽しみ、発表できる場を数多く提供するとともに、芸術家や指導者等を支援します。

③ 様々な文化芸術に触れる機会の拡大

【今後の課題】

外国人が増加しているため、イベント開催時に外国人を取り込む工夫が必要になってきます。子どもから高齢者まで、だれもが文化芸術活動を身近に鑑賞・体験できるよう、機会の拡充を図る必要があります。

【施策の方向性】

- より多くの区民や観光客が文化芸術に触れる機会を増やし、気軽に楽しむ機会を提供します。

④ 文化芸術を支えるしくみの構築

【今後の課題】

文化芸術活動拠点ココキタ等で行われている区民の主体的な文化芸術活動を支援するとともに、地域の文化団体や民間との連携が必要です。文化芸術活動拠点ココキタの王子エリア以外の利用者の増加や新規利用者を取りこむ工夫が必要です。

【施策の方向性】

- 区民や文化芸術団体等による文化芸術活動の連携や交流の促進を図ります。
- 文化芸術活動拠点ココキタの王子エリア以外への認知度を高めるとともに、新規利用者を取り込む工夫を図ります。

(2) 歴史的文化の継承と活用

① 歴史的文化の継承と活用

【今後の課題】

転入者数の増加や世代交代等で地域の伝統行事を知る人が少なくなるとともに、建物の建替え等によって近代建築等の文化遺産が失われつつあります。

国史跡中里貝塚が十分活用されておらず、指定地外に広がる国史跡中里貝塚をどのように保存し、活用するのかを検討する必要があります。

文化財のさらなる活用が望まれることから、観光資源としての活用など新たな工夫を行うことが課題となります。

また、子どもたちが北区の歴史や文化、伝統行事にふれる機会が少なくなっています。

【施策の方向性】

- 歴史的文化を保存し、次世代に継承していきます。
- 国史跡中里貝塚を保存し、整備活用を行います。
- 史跡や文化財を観光資源として積極的に取り入れることで来街者の増加を図ります。
- 子どもの頃から北区の歴史や文化財について学ぶ機会を提供し、区民の郷土に親しむ気持ちを育てます。

2-4 生涯学習の推進

■ 北区基本構想

区民一人ひとりが、自分の人生をより豊かにするため、学びたい人がいつでも、どこでも、学習に取り組み、生涯にわたって学び続けることができる環境づくりを勧めます。

そのため、情報提供・相談体制を充実するとともに、身近な学習機会を拡充し、地域での学習活動を支援するしくみをつくります。

■ 基本方針

(1) 区民のニーズや時代により適した学習情報の提供ができるよう、学習情報誌等の内容を充実させるとともに、SNS等区民が使いやすいツールの積極的な活用を図ります。

(2) 区民が多様なライフスタイルにあわせて、主体的に学習に取り組むことのできる環境整備や、IT活用といった社会の変化に対応した技術・技能の習得等、リカレント教育(※)も視野に入れた学習環境の整備を推進します。また、図書館や文化センターをはじめとする、区民に身近な学習の場の充実を図ります。

(3) 区民の学習成果が活かせる活動の場を拡充するとともに、地域と学校が北区の将来を担う人材の育成を図るパートナーとして連携し、地域全体の教育力向上につなげます。

※リカレント教育：義務教育や基礎教育を終えて労働に従事する職業人になってからも、個人が必要とすれば教育機関に戻って学ぶことができる教育システムのこと。急速に変化する社会において、教育はすべての人々にとって生涯に通じて必要であるという考え方を基礎としている。

■ 区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・生涯学習講座など、学習活動の場へ積極的な参加を行う。
- ・学びに対するニーズを行政に届ける。
- ・地域で学習活動を行う団体、サークルの運営に関わる。
- ・学習活動の場をとおして交流の輪を広げる。
- ・ボランティア活動等を通して、学びの成果を地域の中に還元する。

区（行政）の役割

- ・生涯学習に関する情報提供の充実、学習相談体制の充実を図る。
- ・区民ニーズを的確に把握し、多様な学習プログラムを提供する。
- ・地域で学習活動を行う団体、サークルを支援する。
- ・図書館や文化センターなど、身近な場所で学べる環境の充実を図る。
- ・学びの成果を地域活動の中に生かすしくみづくり、人材の育成を行う。

■ 施策の方向

(1) 情報提供・相談体制の充実

① 学習情報提供・学習相談体制の充実

【今後の課題】

区民が自己に適した方法で学習情報が入手できるような提供方法の充実とともに、多様化する区民のニーズに即した学習情報の内容充実が求められています。

また、区民が気軽かつ継続的に学習に取り組めるよう支援を行う必要があります。

【施策の方向性】

- 多様化する区民の学習ニーズに対し、幅広い世代の区民に的確に届くよう、様々な方法を活用しながら学習情報の提供を行います。
- 区民の学習ニーズを把握するためのしくみを構築し、ニーズに即した情報提供を行います。
- 区民の生涯にわたる学習活動をきめ細かく支援するため、学習相談体制の充実を図ります。

(2) 学習機会の拡充

① 多様なニーズに応える学習機会の拡充

【今後の課題】

社会の変化に適切に対応して人間性の豊かな生活を送るために、様々な場面で学習が必要となっています。そのため多様なライフスタイルに対応した幅広い学習機会が望まれています。

【施策の方向性】

- 区民が多様なライフスタイルにあわせて主体的に学習に取り組むことができるよう、大学や企業との連携、図書館や文化センター等社会教育施設や学校教育との連携によって、リカレント教育を含め、時代のニーズに応える多様な学習機会の充実を図ります。
- 区民が主体となって講座や学習会を企画できるよう支援を行います。

② 身近な学習の場の充実

【今後の課題】

多様性と高度情報化が求められる公立図書館の在り方を検討し、区民のニーズとの整合を取りながら充実を図ることが求められています。

多様化する区民の学習スタイルに合わせた事業・講座等、生涯学習の入口として様々な情報を備え、利用しやすい環境を整備し、区民のニーズに応える必要があります。

【施策の方向性】

- 図書館や文化センターの利便性向上に努めるほか、学校やふれあい館等、地域の身近な施設を学習の場として積極的に活用します。
- 区民と協働し、学校図書館や地域図書館との連携を軸として子どもの読書活動を推進します。

(3) 学習成果の活用

① 学習成果を生かしあうしくみづくり

【今後の課題】

地域の課題を解決し、地域の教育力を向上させるため、区民が学習成果を生かすことのできるしくみづくりをさらに整備する必要があります。

また、放課後子ども総合プランの導入に伴い、子どもたちが安全・安心して活動できる学校内における活動内容の充実が求められています。

【施策の方向性】

- 地域で自主的な社会教育活動を行う団体を支援するとともに、団体同士の交流促進を図り、区との協働事業を推進します。
- 学校と地域の連携・協働による取組みの中で、区民の学習成果を子どもの豊かな成長に生かすしくみが有効に機能するような環境整備を図ります。
- 学びを還元する場として、青少年のリーダー育成事業をはじめとした、区民との協働による事業を展開します。

2-5 生涯スポーツの推進

■ 北区基本構想

区民一人ひとりが、生涯にわたっていきいきと楽しく暮らすため、健康づくりから競技スポーツまで、それぞれの体力や興味に応じて、いつでも、どこでも、スポーツ・レクリエーション活動を行うことができる環境づくりを進めます。

そのため、だれもが身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動を行える場を提供するとともに、いつでも気軽に参加できる機会の拡充を図ります。

■ 基本方針

(1) 既存施設の長寿命化や環境整備に取り組むとともに、地域開放等区有施設の有効活用や国・公立スポーツ施設等との連携を検討します。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後も、「トップアスリートのまち・北区」として、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会におけるレガシーを有効活用します。

(2) だれもがスポーツを楽しめるよう、様々なスポーツ参加機会を充実し、さらなるスポーツ実施率の向上をめざします。障害の有無に関わらず、ともに楽しめるスポーツ環境をさらに整備します。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後も、子どもたちや障害を抱える方たちに夢と希望を与えられるよう、またアスリート育成を通し地域が活性化できるよう、「トップアスリートのまち・北区」を推進します。

■ 区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・ 身近な場所でスポーツを楽しむ。
- ・ 障害の有無に関わらず、障害者スポーツへの理解、関心を持つ。
- ・ スポーツに関わる様々な施設や団体等は、障害者の受入体制の確立など、障害者スポーツの環境づくりに取り組むとともに、身近な場所でスポーツを楽しむ機会をさらに拡充する。
- ・ 区民はトップアスリートをめざす区内企業のスポーツ選手を理解・応援する。

区（行政）の役割

- ・ 国・公立スポーツ施設等と連携して、より身近にスポーツに親しむ環境を整備する。
- ・ 東京都障害者総合スポーツセンターやスポーツ団体等と連携し、障害の有無に関わらず楽しめる障害者スポーツイベントを実施する。
- ・ 民間スポーツ施設職員、スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブの指導者、スポーツ推進委員等の初級障害者指導員の資格取得を促進する。
- ・ 体育協会との連携をさらに強化する。また、スポーツ推進委員協議会の活動を支援するとともに、総合型地域スポーツクラブの設立を支援する。
- ・ アスリートや区にゆかりのある選手・競技についての区民への周知や、施設及びその周辺のバリアフリー整備をするなどのバックアップ支援を行う。

■ 施策の方向

(1) 身近なスポーツの場の整備

① スポーツ環境の整備及び有効活用

【今後の課題】

桐ヶ丘体育館等、施設の老朽化が課題となっています。また、バリアフリー整備は東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後も引き続き求められます。

利用時間と場所に限りがあるなか、スポーツをしたいという区民要望に十分に伝えていくための工夫が求められています。

【施策の方向性】

- 既存施設の長寿命化や環境整備に取り組むとともに、地域開放等区有施設の有効活用や国・公立スポーツ施設等との連携により、スポーツができる場の提供に努めます。
- 今後活用が見込まれる水辺空間等を利用して、スポーツに親しみやすい環境整備を検討します。
- 施設利用までの手続き等を見直し、区民の利便性の向上に努めます。

② 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会におけるレガシーの創出・活用

【今後の課題】

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後には、気運醸成を図ることを目的とする事業から、レガシーを有効活用していく事業への転換が必要になります。

【施策の方向性】

○ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に創出されたレガシー（※）を有効活用しながら、「JOC の進めるオリンピック・ムーブメント（※）」を恒常的及び普遍的に推進することで JOC と連携し、大会後も引き続き、「トップアスリートのまち・北区」を推進していきます。

※東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会におけるレガシーの創出：東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が単なるスポーツの祭典のみならず、大会を契機に文化的・経済的・社会的などのさまざまな分野に影響をもたらした創り出されたもの。

※ JOC の進めるオリンピック・ムーブメント：JOC が定めたオリンピック精神を念頭に置いた教育活動、社会貢献や情報発信の取り組みをする上での指針。北区が JOC とパートナー都市協定を締結する場合、この指針を北区も推進していくことになる。

(2) 参加機会の拡充

① ライフステージに応じたスポーツ参加の促進

【今後の課題】

区民のスポーツ実施率(※)は年々向上しているが、区民一人ひとりが主体的にスポーツを楽しめるよう、さらなる向上に向けた取組みが必要です。

【施策の方向性】

○子どもから高齢者までだれもが、身近な場所で気軽にスポーツをする機会、みる機会の拡充に取り組みます。

※スポーツ実施率：週1回以上スポーツを行う成人の割合。

② 様々な連携・協働による地域のきずなづくり

【今後の課題】

超高齢社会の到来、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化が進んでおり、スポーツを通じた地域のきずなづくりが必要です。

地域コミュニティの拠点となる総合型地域スポーツクラブが王子地区にはなく、新たな設立が求められています。

【施策の方向性】

○スポーツを通じた様々な連携・協働による地域のきずなづくりを推進するとともに、健康長寿社会の実現に取り組みます。

③ スポーツを支える人材の育成・確保

【今後の課題】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後もスポーツボランティア制度に対する気運が引き続き醸成されるよう取り組む必要があります。

【施策の方向性】

○地域で自主的に活動できる知識・技術を持つ人材を、将来にわたり継続的に育成します。

④ 障害者スポーツの推進

【今後の課題】

障害の有無に関わらず、ともに楽しめるスポーツ環境をさらに整備する必要があります。

【施策の方向性】

○障害者スポーツに親しむ環境を整備し、障害者のスポーツ実施率向上を図るとともに、障害のある人とない人の相互理解を図ります。

⑤ トップアスリートの育成をめざしたスポーツ事業の推進

【今後の課題】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーの活用が必要になります。

【施策の方向性】

○「トップアスリートのまち・北区」を主体的に捉え、「JOCの進めるオリンピック・ムーブメント」を念頭に置き、トップアスリート輩出に向けた施策を継続的に行います。

2-6 未来を担う人づくり

■北区基本構想

子どもたちを、社会の変化にも柔軟かつ主体的に対応できる、豊かな感性と創造的な知性を備えた、未来を担う人材として育てていきます。

そのため、ゆとりある教育環境のもと、子どもたちの「生きる力」や「豊かな心」を育むことを重視し、個性を伸ばす教育を推進します。

また、学校・家庭・地域社会の連携のもと、地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、地域の中で子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを進めます。

■基本方針

- (1) 学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育や新学習指導要領の全面实施による道徳科や外国語科の新設に伴う指導体制の構築、就学前教育保育や特別支援教育の充実等により、多様な児童・生徒一人ひとりに応じた、質の高い教育を推進します。
- (2) 学校における働き方改革を踏まえつつ、多様化していく学校教育へのニーズに的確に対応できる教育環境の整備を推進します。
- (3) 学校・家庭・地域社会の連携を推進し、家庭の教育力向上や地域全体で子どもの成長を支える環境づくりを図ります。
- (4) コミュニティ・スクール(※)をはじめとした、学校と地域、保護者が連携し、協働しながら、子どもたちの成長を支えるしくみづくりを推進します。
- (5) 町会・自治会や青少年地区委員会などの地域コミュニティと協働して青少年の健全育成に取組み、青少年が主体的に地域活動へ参加できるよう支援を行います。

※コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させるしくみのこと。一般的に、学校運営協議会（保護者や地域住民が学校運営に参加するための組織）によって運営される公立学校がコミュニティ・スクールと通称されている。

■ 区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・放課後学習や家庭学習の定着を図る。
- ・子どもが外国語を学び、親しむ機会を増やす。
- ・いじめや不登校、子どもの発達や教育についての悩みを抱え込まず、教育総合相談センターや学校に配置されているスクールカウンセラーによる相談などを活用する。
- ・学校説明会等の機会において、望ましい教育環境づくりに向けた学校との意見交換等を行う。
- ・子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせる。
- ・子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る。
- ・学校と協力し、地域全体で子ども達の成長を見守り、支える。
- ・学校教育に関わるボランティアに参加し、活動への協力を行う。
- ・青少年地区委員会の活動へ積極的に参加する。

区（行政）の役割

- ・教員の指導力向上に向けた取組みを行う。
- ・多文化を相互理解する場の環境整備を行う。
- ・総合的な教育相談の体制を整備する。
- ・子どもや保護者が安心できる学校環境づくりを行う。
- ・地域から親しまれる開かれた学校づくりを行う。
- ・家庭と連携して学習習慣の定着に向けた取組みを行う。
- ・学校を地域コミュニティの核とし、地域住民とともに子どもたちの成長を支える。
- ・学校支援ボランティアなど地域の人材を活かす場、情報交換の場を提供し、ネットワークづくりを行う。
- ・青少年地区委員会の活動への支援を行う。

■ 施策の方向

(1) 社会の変化に対応する学校教育の推進

① 確かな学力の保証

【今後の課題】

児童・生徒の基礎的な学力の定着を図るため、教員の指導力向上が必須です。また、新学習指導要領の全面実施に伴い、知識の理解の質を高め、子どもに必要な資質・能力を育む教育の実現がより一層求められています。

【施策の方向性】

- 基礎的な知識・技能の習得、確かな学力の定着をめざします。
- 主体的・対話的で深い学びを通して、これからの時代を生き抜き、未来を創るために必要となる資質・能力を育成します。

② 豊かな心の育成

【今後の課題】

道徳科の新設への対応とともに、いじめや体罰の根絶に向けて全力で取り組んでいかなければなりません。

【施策の方向性】

- 教職員、児童・生徒の人権感覚を磨き、偏見や差別意識、いじめの解消を図ります。

③ 健やかな体の育成

【今後の課題】

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い進めてきた、自ら進んで運動に親しむ資質・能力の育成を、多様な国の文化やスポーツに親しむ態度の育成とからめて推進していく必要があります。また、生涯いきいきと健康であるためには、子どもの頃からの意識づくりが重要です。

【施策の方向性】

- 生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲及び能力を育成します。
- 食育や病気・依存症予防の啓発等、様々な側面から子どもの健やかな心身育成を図ります。

④ グローバル時代に対応した国際人の育成

【今後の課題】

外国語科の新設（小学校高学年）へ対応するとともに、児童・生徒の思考力・判断力・表現力の醸成が、これからの時代、異なる文化との共存において必要となります。

【施策の方向性】

- 外国文化に積極的に触れ合う環境の構築やプログラミング教育などによる、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成する機会の充実を図り、国際化や情報化が急速に進展する社会に対応できる子どもの育成を行います。

⑤個に応じた教育の推進

【今後の課題】

発達障害や知的障害のある児童・生徒の増加に対応して、義務教育期の多様な学びの場を提供する必要があります。また、増加する不登校児童・生徒への対応も求められています。

【施策の方向性】

- 就学相談体制の充実や特別支援学級の整備等、多様な児童・生徒の状況に即した教育環境を整えます。
- 不登校児童・生徒に対し、学校や教育相談に関わる相談員が連携して支援を行います。

⑥特色ある教育活動の推進

【今後の課題】

小1プロブレム・中1ギャップ解消のため、学びの系統性を踏まえた一貫教育の推進が求められています。また、学校や地域の特色を生かした適切な教育課程を編成し、実施・評価・改善をする必要があります。

【施策の方向性】

- 北区学校ファミリー構想（※）のもと、小中一貫教育を推進します。
- 学校や地域に特性に合わせたカリキュラム・マネジメント（※）により、教育活動の質の向上を図ります。

※北区学校ファミリー構想：通学区域の重なる幼稚園・小学校・中学校からつくる近隣複数校園のネットワークにより、1校だけではできないことを複数校園で協力して実践し、質の高い教育を実現することを目的とした、小中一貫教育や幼稚園・認定こども園・保育園・小学校間の連携などの基盤となる北区独自の教育システム。12のサブファミリーごとに、授業交流や教員研修の合同実施、児童・生徒の学校行事の交流など、様々な連携・交流活動を実施している。

※カリキュラム・マネジメント：生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図ること、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図ることなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること。

⑦就学前教育の充実

【今後の課題】

幼稚園・認定こども園・保育園から小学校へ入る子どもたちの学びの連続性を重視した取り組みが必要です。

【施策の方向性】

- 家庭や地域との連携を強化して就学前教育保育の充実を図るとともに、幼稚園・認定こども園・保育園・小学校間の連携を密にし、小1プロブレムの解消をめざします。

(2) 教育環境の整備

① 授業力の向上

【今後の課題】

「学校における働き方改革」提言による、学校を取り巻く環境の整理・改善が必要です。また、新学習指導要領を踏まえたカリキュラムを作成し、学習指導を行う必要があります。

【施策の方向性】

○学校における働き方改革や新学習指導要領を踏まえた指導体制の充実や業務改善の推進により、教職員が児童一人ひとりと向き合う時間を確保できるようにします。

② 「学びと生活の場」としての学校施設・設備の整備

【今後の課題】

新学習指導要領などとの整合性を確保しつつ、社会環境の変化に伴い学校施設に求められる新たな機能整備に対応する必要があります。

【施策の方向性】

○計画的に学校施設・設備の整備を進めるとともに、良好な状態で学校施設を使用できるよう教育環境の整備を図ります。

③ 学校規模の適正化・適正配置

【今後の課題】

児童数が増加傾向にある一方、適正規模を下回る小学校も存在しており、今後の地域開発や児童数の動向を見極める必要があります。そして、将来的な児童数の減少に伴う学校の小規模化に対し、すべての区立学校が充実した教育活動を展開できる適正規模の確保が必要です。

【施策の方向性】

○今後も地域の実情や人口動向等を見据え、学校規模の適正化に努めます。

※平成 24 年(2012)に策定した「学校適正配置計画」に基づく全てのブロック協議が平成 30(2018)年度中に終了。

④ 教育支援体制の整備

【今後の課題】

教育の総合相談窓口として、教育総合相談センターを設置し、機能の充実を図りましたが、相談件数の増加や相談内容の複雑化等に今後も対応していかなければなりません。

【施策の方向性】

○子どもに関する総合的な相談拠点としての複合施設を整備し、ワンストップの総合相談窓口としての体制及び機能の充実を図ります。

○多岐にわたる相談内容に対応できる専門的な知識や経験を持つ人材の確保、活用を行います。

(3) 学校・家庭・地域社会の連携の推進

① 学校・家庭・地域社会の協働

【今後の課題】

地域における教育力の低下、家庭の孤立化等の課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対応することが求められており、地域と学校がパートナーシップとして連携・協働するための組織的・継続的なしくみが必要不可欠であると指摘されています。

【施策の方向性】

- 地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子ども達の成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働するしくみづくりを行います。
- 北区学校ファミリー構想におけるそれぞれのサブファミリーを単位としたネットワークを引き続き推進し、学校と地域の関係諸機関・家庭・地域社会との幅広い連携を構築します。

② 家庭・地域社会の教育力の向上

【今後の課題】

家庭は子ども達の健やかな育ちの基盤であり、子どもの心の拠り所、すべての教育の出発点であることをふまえ、核家族化等を背景に、地域全体で子どもの成長を支えるための地域や家庭における教育力の向上が大きな課題となっています。

【施策の方向性】

- 充実した家庭教育を行うことができるようにするため、学校を核として家庭や地域と協力・連携を図りながら、地域や家庭における教育力の向上をめざします。

(4) 地域に開かれた学校づくり

① 地域社会との交流促進

【今後の課題】

情報化の進展により学校を取り巻く家庭・地域の状況は急速に変化しており、子どもが地域で安全・健全に育つ環境を整備していくため、学校と地域がさらに連携し、双方向に人材を交流し、双方の教育力を高めていく必要があります。また、コミュニティ・スクールについて先進事例を共有し、学校・地域でさらに理解を深めていく必要があります。

【施策の方向性】

- 地域の教育力の活用によって学校の教育力を高め、双方が交流し連携することによって、地域全体による子どもの健全育成を図ります。
- 保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支えていくためのしくみであるコミュニティ・スクールを推進し、質の高い学校教育の実現を図ります。

② 学校施設の地域開放の充実

【今後の課題】

学校施設の地域開放については学校の事務負担が大きく、学校によって施設管理のレベルに差があることが問題となっています。

【施策の方向性】

- 学校設備を学校教育に支障のない範囲で地域に開放することで、地域住民の生涯学習や健康づくり等に役立てるとともに、学校と地域の交流促進を図ります。

(5) 青少年の健全育成と自立支援

① 青少年の社会参加の促進

【今後の課題】

地域における青少年やその家族に対し、地域社会が連携して青少年の健全育成支援に取り組む必要がある中、青少年地区委員会委員の担い手の不足・高齢化が問題となっています。

【施策の方向性】

- 青少年が地域社会の一員としての自覚を高めるための積極性や社会性を養うための取組みを行うとともに、学校と地域の連携を強化し、青少年を地域の人材として学校活動をはじめとした多様な地域活動に生かせるしくみを構築します。

② 青少年を育む地域環境の整備

【今後の課題】

スマートフォンやインターネットの普及など、時代の変化に対応した地域環境整備活動を実施していかなければなりません。

【施策の方向性】

- スマートフォン等から簡単に入手可能な現代における有害情報への対策、地域や学校 PTA による非行防止・犯罪防止活動を推進し、青少年を取り巻く地域環境の浄化を図ります。

2-7 グローバル時代のまちづくり

■ 北区基本構想

グローバル時代（地球時代）にあて、平和をはじめ、環境、差別、飢餓といった地球規模の課題は、わたしたちの暮らしと密接な関係を持っています。

わたしたち一人ひとりに同じ地球に住む人「地球市民」としての自覚のもと、それらの課題の解決に向けた地域での取組みが求められています。

また、この考え方の基本として、一人ひとりの人権を尊重することが大切です。

区民の「地球市民」としての意識を育み、平和にも貢献するため、区は区民、ボランティア・市民活動団体、企業などと連携、協働して、国際交流、国際協力を推進します。そして世界に開かれた平和と人権を尊重するまちをめざします。

■ 基本方針

- (1) 長期的な視点で幅広い世代の区民に対し、人権と多様性の尊重、平和の推進に向けた事業を実施します。
- (2) 区民の国際感覚を養うため、海外友好都市との交流を充実させるとともに、地域の多様な主体との連携・協働による国際交流・国際協力を推進します。
- (3) 外国人区民が国籍を意識することなく、安心して暮らせる北区を実現するため、行政情報の多言語化や異文化理解を推進するとともに、地域交流や地域参画の機会創出を行います。

■ 区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・人権、平和についての関心を持つ。
- ・国際交流事業に積極的に参加し、その成果を周りと共有する。
- ・NPOや外国人支援団体が中心となりネットワークを構築し、地域課題を共有する。
- ・互いの多様性を認め合い、多文化を受け入れる。

区（行政）の役割

- ・区民が主体的に人権、平和活動を展開できるしくみづくりを行う。
- ・国際交流事業の積極的な周知、呼びかけを行う。
- ・区民や外国人支援団体と連携し、地域課題を把握し課題解決に向けた施策の推進を図る。
- ・多様性を認め合い、多文化共生社会の実現に向けた環境づくりを推進する。

■ 施策の方向

(1) 地球市民を育む意識づくり

① 人権の尊重

【今後の課題】

だれもが安心して暮らせる社会となるよう、幅広い世代の区民が人権や多様性について考えるきっかけづくりが求められています。また、将来を担う子どもたちへの普及・啓発が重要であることから、長期的な視点で施策を展開する必要があります。

【施策の方向性】

○国籍や年齢、性別や性のあり方、障害の有無、出身地等の多様性を認め合い、だれもがいきいきと生きることができる差別のない人権尊重社会の実現に向けて、将来を担う子どもたちを中心とした、幅広い世代の区民への普及・啓発を目的とした事業を長期的に展開します。

② 平和の推進

【今後の課題】

平和に貢献する地球市民を育むため、幅広い世代の区民が、平和について考えるきっかけづくりが求められています。

【施策の方向性】

○「北区平和都市宣言」でうたう「平和で自由な共同社会の実現」に向けて、将来を担う子どもたちをはじめとした幅広い世代の区民に対し、平和への意識の普及・啓発を行う等、平和祈念事業を通じた取組みを推進します。

(2) 国際交流・国際協力の推進

① 国際交流・国際協力の推進

【今後の課題】

外国人区民との交流機会が今後増えていくと予想される中、お互いの文化に対する理解を深めていく必要があります。また、地域の国際化に関する課題は多岐に渡ることから、NPO・ボランティア等、行政と民間の間で調整する役割を担う団体が事業全体を担うようなしくみづくりの必要性が増しています。

【施策の方向性】

○海外友好都市等との文化・スポーツ、芸術等を通じた交流事業により、青少年をはじめとした区民の国際感覚の育成を図り、相互の国際理解を促進します。

○NPO・ボランティアや企業、学校等、様々な機関との協働により、地域からの国際交流、国際協力を推進します。

(3) 外国人が暮らしやすい環境づくり

① 多言語・多文化に対応した環境づくり

【今後の課題】

外国人への情報伝達の一層の充実を図るとともに、日常生活における誤解やトラブル等を生じさせないために、日本語学習の機会等の支援を充実させる必要があります。

【施策の方向性】

- 外国人区民への情報提供について、多言語化及びやさしい日本語の使用、イラストやユニバーサルデザイン等の活用を図ります
- 日本語学習等を行う支援団体と連携し、外国人区民への日本語学習機会の拡充や、外国人児童・生徒の学習支援に取り組みます。

② 国籍が異なる人を認め合う地域づくり

【今後の課題】

国や地域ごとの文化の違いを理解し、偏見や差別を解消することは、多文化共生社会実現の基本であり、外国人区民との交流機会を増やし、様々な分野での接点を見出す必要があります。

【施策の方向性】

- 自国の文化や習慣等を大切にしながら、異なる国の価値観を学ぶ異文化理解を推進します。
- 外国人区民との交流機会を創出し、多様性を認め合う地域づくりを推進します。

③ 多文化共生を推進する人づくり

【今後の課題】

日本の生活ルールやしぐみを知らないため、地域活動に参加できない外国人がいることが課題であり、外国人を支援する一方で外国人ならではの視点や文化・経験をまちづくりに生かすしぐみづくりが必要となります。

【施策の方向性】

- 外国人区民が地域に愛着を持ち、つながりを持って暮らしていけるよう、外国人ならではの視点や文化・経験を生かした活躍や地域参画を支援します。
- NPO・ボランティア活動等、中間的な立場で日本人と外国人を結ぶ担い手の発掘・育成を行い、多文化共生を推進します。

2-8 男女共同参画社会の実現

■ 北区基本構想

男女が互いの人権や個性を尊重し、ともに社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会の実現をめざします。

男女平等の意識づくりを進めるとともに、あらゆる分野への男女の共同参画を推進します。また、男女が仕事と家庭生活を両立できるよう支援します。

■ 基本方針

- (1) 男女共同参画社会の実現や、SOGI（性的指向・性自認）の概念の普及啓発のため、研修や啓発活動を実施し、多様性社会へと対応します。
- (2) 男女共同参画の視点から、責任ある立場への女性の参画促進等、社会の意識やシステムを変えていくための取組みを推進し、男性と女性が個人として尊重され、お互いに助け合うしくみづくりを行います。また、DV被害者に対する相談支援体制の一層の充実を図ります。
- (3) 男女が共に仕事と子育て・介護を両立できる環境の整備に向けて、多様で柔軟な働き方を可能とする環境整備を行っていく中、特に女性のライフステージに合わせた活躍を後押しするしくみづくりを行います。

■ 区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・男女平等や男女共同参画、LGBT等に関する講座やセミナーを受講する。
- ・講座等から得た知識、考え方や内容を周りに広め、社会に波及させていく。
- ・日常生活においてDV被害を受けている人がいないか気につけ、発見した場合は行政の相談機関の案内などのアドバイスを行う。
- ・女性が自ら自己実現に向けた意識を向上させることで、多様な生き方を選択し、持続可能な社会を形成する担い手となる。

区（行政）の役割

- ・男女平等や男女共同参画、LGBT等に関する講座やセミナーを実施する。
- ・講座やセミナーのテーマを社会情勢の変化に対応した多様なものとする。
- ・DV被害者に寄り添ったきめ細かい支援を行い、相談態勢の充実を図る。
- ・女性の活躍が推進されるよう、女性の自己実現や経済的な自立に向けた取組みを進める。

■ 施策の方向

(1) 男女平等の意識づくり

① 学習・啓発による男女共同参画意識の向上

【今後の課題】

様々な立場にある男女が互いに個人として尊重され、また社会の中で等しく平等に扱われているかを考えると、必ずしもそのような状態となっているとは言えません。また、男女共同参画に関する講座や事業について、若年層の参加が少ない状況にあります。

【施策の方向性】

- 男女共同参画意識の向上に向けて、様々な立場の人が学習機会や啓発活動に携わる機会を創出します。
- 若年層の関心を引くような情報発信の仕方や講座・事業内容の工夫に努めます。

② 性の多様性への理解促進

【今後の課題】

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、多様性の社会の推進に向けた意識啓発として、男女共同参画に限らず、LGBT や SOGI (※) の考え方について啓発する必要があります。

【施策の方向性】

- LGBT 等の当事者理解にとどまらず、すべての人が持つ属性としての SOGI (性的指向・性自認のあり方) という概念の普及啓発に向けて、職員や区民、事業者などそれぞれの立場に向けた取組みを推進します。

※LGBT：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障がい者含む、心と出生時の性別が一致しない人）のアルファベットの頭文字を取った言葉で、「性的少数者の総称」として用いられることもある。

※SOGI：性的指向（好きになる性）、性自認（心の性）、それぞれの英訳のアルファベットの頭文字を取った、「人の属性を表す略称」。LGBT の人も含め、全ての人を持っている属性のことを指す。

(2) 男女共同参画の推進

① 男女共同参画の推進

【今後の課題】

男女共同参画に関わる法整備が進み、社会の意識が少しずつ変化する中、依然として性別による固定的役割分担の意識やそれに基づく慣行等が存在しています。身近な地域の課題解決等の実践的活動に女性が携わるメリットを多くの人が実感する機会を拡大する必要があります。

【施策の方向性】

- 男性も女性も個人として尊重され、お互いに助けあうしくみを作ることで、男女共同参画社会を形成します。
- 固定的な性別役割分担を払拭し、日常生活や社会において、男女それぞれが主体的な自己決定を行うための情報や支援が得られるよう、NPO・ボランティアや企業、大学等地域の多様な主体と連携した実践的な取組みを推進します。

② 暴力防止の総合的な支援の推進

【今後の課題】

DV 被害者の相談内容は多岐に渡っており、一人ひとりに寄り添い、関係機関とも連携していく必要がありますが、特に若年層の相談件数が少ないため、周知方法に課題があります。

【施策の方向性】

- DV 被害者に寄り添った対応を行い、様々な支援を通じて相談者に豊かな人生を送ってもらうため、SNS やメディアを活用するなど、特に若年層への働きかけを工夫しながら相談体制の充実を図ります。

(3) 男女の仕事と家庭の両立支援

① ワーク・ライフ・バランスの推進

【今後の課題】

ワーク・ライフ・バランスに対する社会的認知度は高まっていますが、アドバイザー派遣制度の利用が十分でないことなどから、企業側に対する更なる周知が必要であると考えます。

【施策の方向性】

○様々な仕事に就いている労働者が仕事と生活をバランスよく両立できるよう、保育サービスの拡充や介護離職防止に向けた対応、男性や企業経営者向けの講座の実施による理解促進など、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

② 女性の活躍推進

【今後の課題】

結婚や出産を機に仕事から離れていくのは女性の方が多く、就業形態が多様化していく現在、女性の再就職準備、起業家の育成やキャリアアップなどに区が積極的に取り組む姿勢を見せていく必要があります。また仕事をしているかに関わらず、すべての女性が自分らしく生きることができる社会に向けては、男性の理解協力が不可欠です。

【施策の方向性】

○すべての女性がライフステージに合わせた自分らしい多様な生き方ができるよう、キャリア形成や就労・復職に対する支援、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、男性への働き方改革・家庭における役割分担の意識啓発等、様々な取組みを推進します。

2-9 主体的な消費生活の推進

■北区基本構想

消費者一人ひとりには、自らの価値観のもとで、主体的に判断し行動する消費生活をめざします。わたしたちは日々の消費行動が地球規模の環境問題や、ごみ・リサイクル問題に密接に関係していることを認識し、環境にも配慮した消費生活に心がけることが必要です。区は、消費者の自立を支援するとともに、消費者被害を防止して、消費生活の安定に努めます。

■基本方針

- (1) 成年年齢が引き下がることから特に18歳や19歳、また被害に遭いやすい高齢者等の消費者被害の未然防止のため、効果的な情報発信や消費者教育の充実等の取組みを推進します。また、持続可能な消費生活の推進のため、「エシカル（倫理的）消費」の理念の普及啓発を図ります。
- (2) 成年年齢の引き下げによる若年層の消費者被害が増えるおそれがあるため、区内の小・中・高校との連携を図り、適切な情報の提供を行うことで消費生活センターへの誘導を図ります。さらに、被害に遭いやすい高齢者等の消費者被害防止のため関係機関等との連携強化を図ります。

■区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・自らの判断で主体的に行動できる「自立した消費者」となり、持続可能な社会の形成に貢献する消費行動である「エシカル（倫理的）消費」を選択する。
- ・消費者グループ・団体が地域での主体的な活動を継続し、消費者グループ・団体相互の交流・連携を進展する。
- ・自身の消費生活を主体的に進めるための情報を収集しつつ、身近な高齢者等の見守りを実施する。

区（行政）の役割

- ・様々な機会を活用して「エシカル（倫理的）消費」の理念の普及啓発を行う。
- ・消費者団体の学習・調査・研究の成果を発表する場の提供等の支援を行う。
- ・区民や関係機関等へ消費生活の情報提供を行い、連携を強化することで、高齢者等の見守り活動への参加を促す。

■ 施策の方向

(1) 消費者の自立支援

① 消費生活情報の提供

【今後の課題】

契約トラブルや悪質商法の手口が、複雑化・多様化しています。消費者の情報格差、また高齢化による判断力の低下等に起因する契約トラブルは今後も引き続き発生すると予測されるため、被害防止策の充実が課題となっています。

【施策の方向性】

○ 契約トラブルや悪質商法の被害にあわないための情報提供を行い、注意喚起に取り組みます。

② 消費者教育の推進

【今後の課題】

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者契約の取消しを適用できますが、成年に達すると適用範囲外となるため、成年年齢の引下げにより10代の被害が増えると予測されます。消費者のライフステージに応じた消費者教育推進が求められています。

【施策の方向性】

○ 特に成年年齢の引下げによる若者や被害に遭いやすい高齢者等の消費者被害の未然防止等、ライフステージに応じた消費者教育を推進し、自立した消費者の育成を行います。

③ 主体的な消費者活動の支援

【今後の課題】

消費者団体の構成員が年々高齢化しており、消費者団体の登録数が年々減少しています。

【施策の方向性】

○ 消費者団体や消費者自らが、消費生活に関する必要な知識を自主的に得られるよう支援を行います。

④ 持続可能な消費生活の推進

【今後の課題】

国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」にある「持続可能な生産・消費形態を確保する」の趣旨を踏まえ、消費者の持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を促進することが求められています。

【施策の方向性】

○ 「人や社会、環境に配慮した消費行動」である「エシカル（倫理的）消費」の理念を広く普及啓発し、理解の促進に努めます。

(2) 消費生活の安定

① 相談体制の充実

【今後の課題】

平成 34 (2022) 年に成年年齢が 18 歳になることで、未成年者契約の取消しができなくなることから、現在は相談全体の約 2 % である 10 代からの相談が増えると予測されます。また、後期高齢者単独世帯の増加や販売形態の複雑化に伴い、高齢者被害の深刻化等、さらに多様化していく相談に的確に対応する必要があります。

【施策の方向性】

○消費者被害の未然防止や被害救済等を適切かつ迅速に行うため消費生活相談員の資質の向上を図るとともに、若者・高齢者・障害者の関係機関等との連携体制を強化します。

② 安全・安心な消費生活の推進

【今後の課題】

安心・安全な消費生活を送るため、引き続き消費者保護を行っていく必要があります。

【施策の方向性】

○消費者が商品・サービスを安心して選択できるよう、家庭用品品質表示法等に基づき、販売業者（事業者）に対し、消費者保護の啓発に取り組みます。

第3章

安全で快適なうるおいのあるまちづくり

3-1 計画的なまちづくりの展開

■ 北区基本構想

地域がそれぞれの個性を生かして、安全で快適に暮らせる、うるおいのある都市空間を形成するため、区は、区民とともに地域の特性を生かした計画的なまちづくりを推進します。

■ 基本方針

- (1) 地域の個性やコミュニティを生かした適正な土地利用を誘導し、計画的なまちづくりを推進します。
- (2) 行政や町会・自治会、まちづくり協議会等の多様な地域活動団体が責任や役割を理解したうえで、連携し一体となったまちづくりを進めます。また、事業と地域の特性を適切にとらえ、区民がまちづくりに参画できるしくみづくりや地域への関心を高める機会を積極的に提供します。さらに、住民が主体となって地域課題の解決に取り組めるよう、まちづくりによる効果等を事前に説明する機会や説明手法を区民とともに検討します。

■ 区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民、事業者等による主体的な取り組みを行う。
- ・町会・自治会等は地域住民等の意見を集約する。
- ・各事業進捗に伴い発生する課題について地域で共有し、解決・改善する。
- ・地域活動を地域住民へ積極的に発信し、新たな参加者を呼び起こす。

区（行政）の役割

- ・公共施設や生活利便施設の適切な配置を図るとともに、土地の適正な利用を誘導する。
- ・区民や事業者に対して情報提供や意見聴取を行い、計画への参画を図る。
- ・区民とともに計画の誘導を図り、望ましい土地利用の実現をめざす。
- ・住民協議会等の活動の活性化を図る。
- ・住民協議会等の活動内容を、地域住民へ積極的に発信する。

■ 施策の方向

(1) 適正な土地利用への誘導

① 適正な土地利用への誘導

【今後の課題】

区として目指すべき将来都市像の実現に向け、計画的なまちづくりを推進する必要があります。

【施策の方向性】

○地域の特性を生かし地域コミュニティに配慮した適正な土地利用を誘導し、計画的なまちづくりを推進します。

② 大規模敷地の有効活用

【今後の課題】

大規模敷地の土地利用転換にあたっては、道路、公園等の公共施設や生活利便施設の適切な配置が求められています。

【施策の方向性】

○従前の土地利用、周辺環境、地域の課題に配慮しながら、事業者との協議・連携により周辺市街地の環境向上を図ります。

(2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり

① 協働型のまちづくりの推進

【今後の課題】

大規模地権者・事業者が有する土地等では、当該地域における課題を十分に踏まえ合意形成を図る必要があります。また、地域コミュニティの希薄化や価値観の多様化により地域との合意形成が困難化しており、住民協議会等に参画する区民が固定化しています。さらに、行政と地域の役割分担を明確にし、双方が理解を深める必要があります。

【施策の方向性】

○行政や町会・自治会、まちづくり協議会、事業者等の多様な主体が、それぞれの役割と責任を相互に理解し、信頼関係を築きつつ合意形成を図り、まちづくりに関する取組みが地域のきずなづくりにもつながるよう、まちづくりを推進します。

② 地域特性に応じた拠点の整備

【今後の課題】

市街地再開発事業をはじめとした各事業の一層の進展に伴い、地域の人口・世帯構成の変化が予想されることから、地域コミュニティの形成等、地域特性に応じて将来にわたり持続可能なまちづくりを進める必要があります。

【施策の方向性】

○地域特性、事業特性を的確に理解した上で、地域住民が将来にわたり住み慣れた地域で生活し、一方で区外からの来街者を呼び込み、地域活性化につながるまちづくりを進めます。

3-2 安全で災害に強いまちづくり

■ 北区基本構想

都市基盤の安全性を高めるため、計画的な防災まちづくりを推進するとともに、防災体制を充実します。また、区民の「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という意識を高め、区は、区民、企業、関係機関と一体となって、防災に対する取組みを推進し、災害に強いまちをめざします。

さらに、犯罪や交通事故などの不安がなく、安心して暮らすことのできるまちをめざします。

■ 基本方針

- (1) 防災まちづくりの各事業の促進を東京都と連携して図るとともに、他自治体の取組み事例を積極的に研究し、事業推進のためのノウハウ等を取り入れます。また、住民の理解と協力のもと、民間事業者等を含めた多様な主体との協働により、明確な目標を意識しながら積極的に取り組みます。
- (2) 近年、気象変動等による想定外の災害が全国で多発していることから、各災害における他自治体の対応や事例を研究していきながら、北区の地域特性を踏まえた新たな防災・減災対策を講じます。
- (3) これまでの防災事業を継続していくとともに、過去に被災した他自治体の取組み事例を教訓としながらそのノウハウ等を取り入れます。また、区民の理解と協力のもと、民間事業者等を含めた協働により、自助、共助、公助の原点に立ち返り、平常時より緊急事態を想定した対応をします。
- (4) 区内3警察署及び3交通安全協会と連携して交通安全教室や交通安全啓発事業を実施していくとともに、安全で快適な歩行者空間を確保します。
- (5) 子どもや高齢者の防犯意識の向上及び地域防犯活動を促進します。また、地域における安心・安全な防犯環境の整備と地域防犯力の向上を図ります。

■ 区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・日頃から防災に対する意識を高めておく。
- ・道路拡幅等への事業協力、地域の意見や情報の集約、建築物の不燃化・耐震化を行う。
- ・事業者は、関係機関との連携を強化するとともに、帰宅困難者対策への協力を行う。
- ・医師会と災害拠点病院等は、連携による医療態勢の確立に努める。
- ・災害時には、災害情報及び避難情報の収集、避難所における自主的活動、自主防災組織による避難所運営、消防団や事業者による応急対策事業を実施する。
- ・交通事業者や企業、区民は、区内3交通安全協会を通じて、交通安全教育及び啓発活動等への参加に努める。
- ・企業は、警察と連携してキャンペーンやボランティアパトロール等を実施する。
- ・町会・自治会や商店街は、防犯カメラ等の設置・運営を行う。

区（行政）の役割

- ・防災まちづくりの効果等の事前明示及び事後報告（見える化）を行う。
- ・ワークショップ開催等による住民参画機会の提供を行う。
- ・助成・啓発により建築物の不燃化・耐震化の促進を図る。
- ・事業者との災害時協定の締結、災害対策本部の機能強化を図る。
- ・震災訓練の実施や自主防災組織への支援、防災拠点の整備等により、防災力の向上を図る。
- ・交通安全計画等に基づき、交通安全施策を実施する。
- ・区民や町会・自治会等が行う防犯活動に対する補助金の交付や広報啓発活動を実施することにより、地域の防犯力の向上を図る。

■ 施策の方向

(1) 防災まちづくり

① 都市の防災機能の向上

【今後の課題】

国・東京都の動向にあわせ、木密地域不燃化 10 年プロジェクトが終了する平成 33 (2021) 年度以降の事業展開を検討する必要があります。また、密集地域解消、道路等の整備では、地権者や関係事業者との交渉・調整に時間を要します。

【施策の方向性】

○首都直下地震に備え、都市基盤の整備をはじめ、都市の防災機能の向上を一刻も早く実現させます。

② 治水対策等の推進

【今後の課題】

温暖化に伴う局地的な豪雨の発生件数が増加しており、西日本豪雨のように予想を遥かに上回る長期的集中豪雨の都市部での発生を想定する必要があります。また、集中豪雨に備えた施設整備を行う必要があります。

【施策の方向性】

○集中豪雨等による道路冠水、浸水被害は少なくなっていますが、国や東京都などの関係機関と連携し、治水対策を実施します。また、自主避難等の住民の自助力向上を促進します。

③ 土砂災害対策の推進

【今後の課題】

平成 29 (2017) 年度に実施した机上抽出調査では、高さ 2 メートル以上のがけ・擁壁等は区内に約 3,500 箇所あることが判明しました。平成 30 (2018) 年 5 月に東京都から新たに指定を受けた土砂災害 (特別) 警戒区域における対応を含め、土砂災害を未然に防ぐための取り組みが求められています。

【施策の方向性】

○危険性のあるがけ・擁壁等については補強や改善を促すとともに、がけ・擁壁等の所有者等に対し、改善に向けた意識啓発を図ります。

○土砂災害 (特別) 警戒区域や土砂災害ハザードマップの周知を図ります。

(2) 防災体制の整備・充実

① 予防・応急体制の整備・充実

【今後の課題】

危機管理機能を強化していくため災害対策本部の立ち上げに関する実働訓練を行う必要があります。

また、今後増加傾向にある外国人に対する対応を行う必要があります。さらに、新庁舎建設に際して、新たな防災拠点としての施設整備が求められています。

【施策の方向性】

○ハード面では、災害による被害を最小限にするための減災の観点から防災設備や区有施設の安全対策を進めるとともに、通信手段や給水等のライフラインの確保を行います。

○ソフト面では、訓練等の体制強化や外国人を含む要配慮者向けの対応を行います。

② 復旧・復興体制の整備・充実

【今後の課題】

記録的な大雨、局地的な集中豪雨や台風、土砂災害、竜巻など過去に経験したことのない災害が頻発しており、それらを教訓に地域特性に応じた対応を行う必要があります。また、避難所における被災者のニーズに対応した物資確保及び生活用水を確保する必要があります。

【施策の方向性】

○災害対策に関する計画や体制、他の自治体等からの受援（応援の受入れ）体制等について、区の実情に沿った実効性の高いものにしていきます。

○早期に的確な復興を実現するため、防災まちづくり事業の進捗を踏まえ、災害の状況に応じた復興準備体制の構築に取り組みます。

(3) 地域防災力の向上

① 災害時に備えた「地域のきずなづくり」

【今後の課題】

災害は地域全体の課題であるため、自主防災組織だけでなく、地域の様々な団体が連携した取組みを行う必要があります。

【施策の方向性】

○地域防災力を高めるため、地区防災運営協議会（※）を中心に地域の防災意識や結束力の向上を図ることにより、災害時における迅速な協力体制を構築します。

※地区防災運営協議会：区内 19 連合町会単位に組織された地区防災会議を拡大強化するため地域の防災関係団体（警察・消防・医療機関等）を加えた会議体。

② 防災意識の向上

【今後の課題】

北区民意識・意向調査（平成 30（2018）年度）では、「防災対策の充実」の重要度が高く、区民の防災への意識が高いため、こうした防災意識を平常時も保ち、災害時に的確な行動がとれるようにする必要があります。

【施策の方向性】

○防災運動会、中学生防災教室、防災教室及び防災センター事業等を通じて、防災事業に対する理解と協力を得ながら、防災意識の維持・向上を図ります。

③ 防災行動力の向上

【今後の課題】

装備の充実を図るなど、自主防災組織の活動を支援していくとともに、自主防災組織の装備が有事の際、有効に機能するよう保守点検を含め適切な管理運用を呼びかけていく必要があります。また、自主防災組織の高齢化に伴う地域の担い手が減少しているため、地域の防災リーダーを育成する必要がありますが、少子化により地域の防災担い手になりえる若年層が減少していくことが懸念されます。さらに、避難行動要支援者（災害発生時の避難等に特に支援を要する方）や今後増加傾向にある外国人への取組みを推進する必要があります。

【施策の方向性】

○地域防災力の向上に向け、自主防災組織の育成や装備の充実を図ります。

○区内事業者へ従業員の施設内待機、備蓄の確保、地域貢献活動等を求めるとともに、都や鉄道事業者と連携して帰宅困難者対策を促進します。

○避難行動要支援者や外国人への対策を講じます。

○高校・大学等教育機関と協定を結び、避難所開設及び避難場所提供など防災分野における地域貢献事業の推進に向け連携します。

(4) 交通安全対策の推進

①交通安全教育の充実

【今後の課題】

高齢者の交通事故の割合が増加しており、加害者になる割合も増加しています。また、自転車の交通事故の割合は減少していますが、自転車加害者になる割合は増加しています。交通事故は、自己過信、モラル低下などの交通安全意識の薄れや、身体能力・判断能力の低下により発生するため、引き続き、意識づけを行う必要があります。

【施策の方向性】

- 高齢運転者向けの交通安全教育及び講習会を充実します。
- 交通事故を無くしていくために、常に区民一人ひとりの交通安全に対する意識の向上を図ります。

②安全な歩行者空間の確保

【今後の課題】

道路上の不法占有物や放置自転車が後を絶たないという課題があります。

【施策の方向性】

- 道路上の放置自転車や不法占有物を撤去し安全な歩行者空間を確保します。
- 都市計画道路等の広幅員の道路においては、歩道のバリアフリー化や拡幅を行い、安全で快適な歩行者空間を確保します。

(5) 地域防犯活動の充実

①地域防犯活動の充実

【今後の課題】

区内刑法犯認知件数は全体として減少傾向にありますが、特殊詐欺や不審者声掛け事案は増加傾向にあり、犯罪の手口は複雑で巧妙になっているため、広報啓発活動をさらに拡充する必要があります。

【施策の方向性】

- 高齢者や子どもに対する広報啓発活動を実施します。
- 町会・自治会等による防犯カメラの設置・運営の促進や支援を行います。

②危機管理体制の整備

【今後の課題】

危機管理事案への対応は事態ごとに地域的にも時間的にも多様であり、様々なケースを想定してそれらの様相に応ずる的確な計画を策定しておくことが重要です。

【施策の方向性】

- 平常時においては緊急事態発生に備えた危機管理体制の構築やしきみづくり、関係機関との連絡調整、職員の意識づくりなど、危機管理全般に関する総合調整や体制整備などを行います。

3-3 利便性の高い総合的な交通体系の整備

■ 北区基本構想

体系的な道路ネットワークや公共交通機関の整備を推進するとともに、自動車・自転車利用の適正化を推進し、多様な交通手段を活用して、だれもが安心して快適に移動できるまちをめざします。

■ 基本方針

- (1) 交通機能の向上と歩行者の安全性及び利便性を図るため、道路ネットワークや公共交通機関の整備事業を計画的に実施します。
- (2) コミュニティバス（Kバス）については、これまでの導入候補地域を踏まえつつ、社会情勢等の変化を捉え、新たな視点を取り入れるなど、地域公共交通のより効果的な方策を検討します。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたさらなる鉄道駅のバリアフリー化を推進します。
- (3) 総合的な駐輪対策を推進し、区道の利用環境の向上を図ることにより、快適な生活環境を確保します。また、自転車専用通行帯等の整備を推進し、より快適な自転車利用空間の創出を図ります。

■ 区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・まちづくり説明会に積極的に参加し、行政の実施する事業について理解を深める。
- ・公共交通機関の整備・充実を行うため、「地域公共交通会議」（※）等の検討会議の中で地域の实情に即した公共交通のあり方等について議論を深める。
- ・だれもが安心して公共交通機関を利用できるよう、改善やスパイラルアップを推進する。
- ・交通事業者等は附置義務自転車駐車を整備する。

※地域公共交通会議：道路運送法の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する会議。

区（行政）の役割

- ・計画的に道路の整備や維持・補修を行う。
- ・地域の实情に即した地域公共交通の実現を支援する。
- ・全ての人々が安心して生活・移動できるように改善やスパイラルアップを推進する。
- ・自転車駐車の整備を推進する。また、民間の駐車場・自転車駐車の整備に対する支援・助成等を行う。

■ 施策の方向

(1) 体系的な道路ネットワークの形成

① 体系的な道路ネットワークの形成

【今後の課題】

人やモノの流れを結ぶ道路ネットワークを構築する必要があります。また、防災機能を強化するため、都市計画道路（無電柱化）の整備と並行して、生活道路の拡幅整備をバランスよく推進する必要があります。また、都市計画道路の用地取得においては、交渉が長期化する事例が発生しています。

【施策の方向性】

- 体系的な道路ネットワークの構築に向け、老朽化するインフラ改修との調整を図りながら、継続して事業を推進し、北区内外の各拠点間の相互連携を促進します。
- 長期化する都市計画道路の用地取得においては、土地収用法の活用を検討します。また、必要に応じて代替地の確保による事業手法の検討を行います。

② 道路ストックの適正な管理

【今後の課題】

平成 26（2014）年 7 月の道路法施行規則の改正により、補修の有無に関わらず、5 年に 1 度の近接目視を基本とする点検基準が定められました。老朽化するインフラと改修のボリューム調整を図りながら、施設の危険度を増大させないことが必要です。

【施策の方向性】

- 道路や橋梁等のインフラの老朽化を適正に管理するため、定期的な点検を行い、継続して老朽化するインフラの整備・改修を行います。

③ 適正な自動車交通量の誘導

【今後の課題】

道路ネットワークが未完成である地域では、迂回路として生活道路への車の流入が発生しており、踏切箇所では交通渋滞が発生しています。

【施策の方向性】

- 体系的な道路ネットワークの構築に向け、今後も計画的に都市計画道路や幹線道路の整備、また、道路と鉄道の立体交差化を推進します。

(2) 公共交通機関の利便性の向上

①公共交通機関等の整備・充実

【今後の課題】

公共交通機関等の整備・充実のため、区内公共交通手段の確保に向けた取組みの推進が求められています。また、地域密着型のコミュニティバスについては、利用者ニーズや幹線道路の開通など社会環境の変化に対応した既存路線の見直しを行う必要があります。公共交通機能の向上を要する地域等を中心に、新たな視点を取り入れた新規路線の展開方針といった、より効果的の方策を検討する必要があります。

【施策の方向性】

- だれもが安心して移動できるよう、土地（崖線）の高低差によって移動が困難な地域や、公共交通機能の向上を要する地域等を中心に、コミュニティバスを主体とした地域公共交通による移動手段の確保に向けた取組みを推進します。
- 交通結節点である駅前広場については、交通混雑の緩和や乗り換え利便性の向上を図るため、整備や改善を進めます。

②利用者にやさしい交通施設の整備

【今後の課題】

交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組みの推進が求められています。そのためには、国によるハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューの作成や、交通事業者によるハード・ソフト計画の作成・取組状況の報告・公表の義務付けなどに取り組む必要があります。

【施策の方向性】

- 鉄道駅周辺へのエレベーターなどの設置とともに、ホームドアの整備への支援や、地形上の段差（高低差）があり、改札口毎に利用圏域が全く異なる駅における2ルート目のバリアフリールートへの整備へ支援を行います。
- ソフト面の支援として「こころのバリアフリー」の取組みを促進し、高齢者や障害者を含むすべての人の利便性の向上を図ります。

(3) 自動車・自転車利用の適正化

① 違法駐車・放置自転車の防止

【今後の課題】

赤羽駅周辺の放置自転車数は減少傾向にあるものの、平成 27 (2015) 年度以降は都内で最も多い状況が続いていることから、引き続き放置自転車の防止に向けた取組みを推進する必要があります。

【施策の方向性】

○違法駐車や放置自転車を無くし交通環境の向上を図るため、利用者のモラル向上を図る広報・啓発活動の充実とともに、放置自転車の撤去を強化し、違法駐車などの防止に関する施策を推進します。

② 駐車場・自転車駐車場の整備・促進

【今後の課題】

自転車活用推進法を踏まえ、日々の暮らしになくてはならない高齢者や子育て世代の自転車利用等、一時利用のための自転車駐車場が不足しており、一時利用の自転車駐車場を整備する必要があります。

【施策の方向性】

○放置自転車防止のために自転車駐車場の整備を推進するとともに、交通事業者や多くの駐車・駐輪が必要となる施設の設置者に協力を求め、利用しやすい駐車場・自転車駐車場の整備を図ります。

③ 歩行者・自転車が利用しやすい環境づくり

【今後の課題】

自転車が安心して走れる道路上の空間等の整備を推進する必要があります。また、自転車活用推進法の施行に伴い、自転車に関する総合的な計画を策定する必要があります。

【施策の方向性】

○安全で快適な自転車利用空間を創出するため、自転車通行空間の整備や、交通安全に関するルール・マナーの啓発活動を推進します。

○北区自転車ネットワーク計画の進捗を踏まえ、自転車活用推進計画への移行を検討します。

3-4 情報通信の利便性の高いまちづくり

■北区基本構想

区民や企業の多様な交流や社会参加がより一層容易となる情報通信の利便性の高いまちをめざします。

そのため、だれもが、いつでも情報をやりとりできるよう、高度な情報通信基盤の整備と区民の情報活用能力の向上を図ります。

また、区は、開かれた区政を推進するため、区政の高度情報化に取り組みます。

■基本方針

(1) オンライン手続きの一層の拡大や ICT（※）を活用した区民が利用しやすい情報通信基盤の整備、最適化を目指した技術（クラウド（※）・仮想化（※））の活用を検討するとともに、情報通信基盤への新たな脅威への防御を強化します。また官民データ活用推進に関する計画の整備を進めます。

(2) 情報格差（※）を解消させる取組みを実施し、情報セキュリティ対策の強化を図ります。

※ICT：Infomation and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。一般に「情報通信技術」と訳され、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術全般を指す。

※クラウド：事業者が所有する外部施設にあるシステムを、利用料を支払ってオンラインで利用するサービスのこと。

※仮想化：サーバ機器やソフトウェア等をシステム上に疑似的に構成すること。仮想化によりサーバ等の機器の物理的な台数を減らすことができる。

※情報格差：パソコン、インターネットなどの情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる格差のこと。

■区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・区民や事業者等が、行政機関や民間のデータを活用し、新たなアイデアをつくりだす。
- ・事業者等が、行政機関や民間のデータを活用して、例えば、イベント情報を集めたホームページの作成やSNS等による情報発信等を行う。
- ・事業者等が、区民の利便性の向上等に役立つサービスの提供等を行う。

区（行政）の役割

- ・区政に関する様々な情報を地域課題の解決に資する資源とし、コンピュータが加工しやすい形式で公開する。
- ・電子申請等を活用して行政手続きのオンライン化を推進する。
- ・情報セキュリティへの最新の脅威に関する情報収集、先端技術を活用した対策を実施する。
- ・情報格差の解消に向けて、区民の情報活用能力向上に取り組む。

■ 施策の方向

(1) 情報通信基盤の整備

①さらなる区政の高度情報化

【今後の課題】

区民生活の中でスマートフォン等を利用したオンライン手続きが浸透しており、行政手続きも同様にオンライン化が求められています。また、事業者等の効率的なサービス提供に活用するため、自治体が保有する情報を公開するよう要望が高まっており、これまで以上に、所有する情報を容易に利活用できるようにデータ化を進め、オープンデータ（※）として公開することが、様々な地域課題を解決するために重要となっています。

さらに、新しい技術の導入、情報セキュリティへの新たな脅威への対応等、急速で著しい技術革新への対応が求められています。

※オープンデータ：行政機関が保有する情報をデータ化して、区民や民間企業等が自由に利活用できるように公開したもの。

【施策の方向性】

○マイナンバー制度の実施を踏まえ、区民が一層便利で使いやすい行政サービスを提供するため、区として、急速に進む著しい技術革新や区民への情報端末の普及に対応する IoT（※）等の ICT を活用した施策を推進します。

○地域課題の解決に資する資源として、区民や事業者等が必要に応じて区が保有する情報を得ることができるよう、これまで以上にオープンデータを推進します。

○区が保有する情報について、区内部の各部署間で連携して分析・活用を推進し、政策立案につなげます。

○高度かつ複雑化するサイバー攻撃をはじめとした情報セキュリティへの脅威に対する対策を深化させるとともに、増加する情報通信基盤の最適化を発展的に検討します。

※IoT：「Internet of Things」の略。「モノのインターネット」と呼ばれ、「身の回りのあらゆるモノがインターネットにつながる」しくみのこと。

(2) 情報活用能力の向上

① 情報活用能力の向上

【今後の課題】

ネットワークやシステム等を利用した新たなサイバー攻撃や、インターネット上の違法・有害情報、迷惑メール（※）、フィッシング（※）等が増加しています。情報セキュリティ対策や個人情報保護対策、情報モラル（※）対策等、安心して ICT を利用するための知識の普及に一層力を入れていく必要があります。

また、子どもの情報通信機器の所有が増加し、成長段階に合わせた情報モラル教育が重要となっています。

さらに、すべての区民が格差なく情報通信の利便性を享受するために情報格差の解消に向け情報活用能力向上を図る必要があります。

※迷惑メール：受け取る側の意思に関わらず、勝手に送りつけられてくるメールで広告宣伝メール、架空請求メール、ウイルスメール等を指す。

※フィッシング：一般的に金融機関等を装った電子メールで偽サイトに誘導し、住所、氏名、銀行口座番号、クレジットカード番号などの個人情報を詐取する行為等を指す。

※情報モラル：情報化社会で適切に活動するための倫理。特に、インターネットの利用によって、自らを危険にさらしたり、他者を害したりしないようにするための考え方や道德上の規範を指す。

【施策の方向性】

○安心・安全に ICT を利用するために情報セキュリティに関する情報の収集、検討を通じた知識の普及を行うとともに、情報モラルの問題への対策を進めます。

○急速に進展する ICT の利活用において、ICT を活用した社会的包摂の必要性の観点から、すべての区民が情報通信の利便性を享受し、活用できるように情報格差の解消のための取組みを行います。

3-5 快適な都市居住の実現

■ 北区基本構想

だれもが快適でゆとりある居住を実現し、ファミリー世帯の定住化を図るため、良質で多様なタイプの住宅を確保するとともに、公園、緑地などを整備し、良好な住環境の形成を図ります。また、子育て世帯や高齢者世帯、障害者世帯が北区に安心して住み続けられるよう居住を支援します。

■ 基本方針

- (1) 区営住宅は、福祉施策と連携し、住宅セーフティネットの構築を進め、住宅困窮度が高い世帯の居住安定を図ります。既存の区営住宅は長寿命化を図るとともに、計画的に建替えを進めます。また、建物の耐震化の促進やリフォームを支援します。さらに、分譲マンションは適正な維持管理を図るため、セミナー等で管理組合を支援します。
- (2) 都や UR 都市機構、民間の事業について、高齢化及び将来の人口減少に対応しうる持続可能で地域特性に応じたコミュニティの形成に配慮した、地域一体の良好な住環境整備につながるよう誘導します。
地域や関係機関に対しては、各まちづくり事業の効果等を事前明示するなど、行政が積極的かつ丁寧に働きかけることで、事業への理解を深めてもらうとともに、協働により取り組みます。
- (3) 子育て世帯・若年層や高齢者等が安心して暮らすことができる住生活を実現するため、住宅セーフティネット機能の検討を進めるとともに、既存住宅の流通等を促進し、定住化及び居住継続の支援を行います。

■ 区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・周辺環境や各まちづくり事業への理解を深める。
- ・区民は、周辺環境や建替え・再生事業への理解を深める。
- ・事業者は、周辺環境や地域課題への理解を深める。
- ・子育てファミリー層等の定住化を促進するために、地域ぐるみで子どもを育むという環境の整備と機運を醸成する。
- ・住宅確保要配慮者の住居確保に向けた支援に対する理解と協力体制を構築する。

区（行政）の役割

- ・区民が住み続けたいと思う環境整備を図る。
- ・災害等に備え、安全な分譲マンションを維持するため、セミナー等の機会を通じた意識の啓発を続けるとともに、管理組合等に対する新たな支援策を検討する。
- ・各事業の効果や影響の事前明示やまちづくり情報の積極的な提供を行う。
- ・区民の主体的な地域コミュニティの形成に寄与する支援の充実を図る。
- ・住宅確保要配慮者に対する理解と協力が得られるよう、連携強化に努めるとともに、不安を解消できるような対応策を示す。

■ 施策の方向

(1) 良質な住宅の供給

① 民間住宅の供給誘導

【今後の課題】

北区民意識・意向調査（平成 30（2018）年度）の定住意思については、8割を超える方が住み続けたいという意向を持っており、長く暮らし続けることができる住まいづくりを促進する必要があります。

【施策の方向性】

○民間活力を活用し、様々な世帯層に対応した良質で多様な住宅の供給を促進し、良質な住宅ストックの形成を図ります。

② 公的住宅の供給・維持管理

【今後の課題】

区営住宅は今後、老朽化が進むことから、順次建替えを行う必要があります。また、高齢者住宅については、順次借上げ期間が満了することから、入居者の転居先を確保する必要があります。

【施策の方向性】

○区営住宅の建替えについては、長寿命化計画の改定にあわせて実施するとともに、借上げ期間満了にあわせ高齢者住宅を建設します。

○公的賃貸住宅（都営住宅、公社住宅、UR都市機構住宅）の整備にあたっては、良質で多様なタイプの住宅整備を要請します。

③ 住宅の維持管理・建替えの支援

【今後の課題】

区分所有者の高齢化等によって、管理組合が適正に機能していない分譲マンションが増加の傾向にあり、修繕計画や耐震化が進まない要因になっています。

【施策の方向性】

○分譲マンションの適正な維持管理や、管理組合による適切な管理が図られるよう支援を実施します。

(2) 良好な住環境の整備

① まちづくり事業と連動した環境の整備

【今後の課題】

市街地再開発事業や防災街区整備事業（※）による共同建替えにおいて、法定要件を満たすだけでなく、丁寧な合意形成と周辺まちづくりとの整合を図る必要があります。

また、各まちづくり事業の活用においては、丁寧に合意を形成する必要があります。

※防災街区整備事業：防災性と居住環境の向上を目指し、権利変換による土地・建物の共同化を基本とし、例外的に個別の土地へ権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う都市計画事業。

【施策の方向性】

○住民との合意形成と周辺まちづくりとの整合をとりつつ、防災性や利便性、緑化など様々な側面から多様なまちづくり事業と連動した整備を促進します。

② みどり豊かな住環境の整備

【今後の課題】

大規模な土地利用転換による開発においては、地権者及び事業者に対して、周辺住民の理解を得ることができる開発となるよう誘導する必要があります。また、住宅規模によって緑地やオープンスペースに加え、福祉施設の確保等も事業者を求める必要があります。

【施策の方向性】

○周辺住民の機運醸成を図るとともに、区民・事業者との協働により緑豊かな住環境等を整備します。

③ 大規模住宅団地の建替え・再生

【今後の課題】

大規模団地の建替えによる移転に伴い既存の地域コミュニティへの影響が懸念される場面もあるため、地域のきずなづくりに寄与する取組みを事業者に求めていく必要があります。

また子育て世帯、高齢者、障害者等の支援が必要な方への配慮を求めていく必要があります。

【施策の方向性】

○周辺環境へ配慮しつつ、土地の有効利用により新たな魅力あるまちづくりを誘導するとともに、必要な施設を一体となって整備し、緑地・空地の創出等、良好な住環境を整備します。

④ 空き家対策の推進

【今後の課題】

新たな空き家等の発生の抑制及び空き家等の管理不全化を予防し、空き家等問題の深刻化を防ぐとともに、すでに周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている空き家等への的確な対応が重要です。空き家等になって使用されなくなっただけではなく、居住又は使用中のものも含め、それぞれの段階に応じた対策を講じる必要があります。

【施策の方向性】

○総合的な空き家等対策の推進により、良好な住環境の形成や定住の促進、安全・安心なまちづくりを実現します。

(3) 子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援

① 子育て世帯・若年層の定住促進

【今後の課題】

住宅だけでなく、教育、医療、環境等、子育て世帯が居住地を選択する理由が多様化しています。今後 10 年間の人口は、増加局面と推計されていますが、就職・婚姻・出産・子育て・教育など様々なライフイベントを迎える 20 代後半から 30 代前半については減少傾向となっており、良質で多様な住宅の供給を促進する必要があります。

【施策の方向性】

- 子育て世帯の居住水準向上と定住化促進のため、より良質で快適な住宅に居住できるよう支援します。
- 集合住宅建設時に、ファミリー向け住宅の整備を促進します。
- 子育て支援や教育環境の充実など、子育てしやすい環境づくりを進めます。
- 若年層の定住促進を図ります。

② 高齢者・障害者世帯の居住継続の支援

【今後の課題】

住宅確保要配慮者への対応について、ハードとソフトの両面からの具体的な施策等を検討する必要があります。

【施策の方向性】

- 高齢者等のより良い住宅の確保や、継続的な居住のため、保健・医療・福祉との連携を強化し安定した居住を促進します。
- 都や UR 都市機構等と連携し、居住環境の改善策を検討します。

3-6 うるおいのある魅力的な都市空間の整備

■ 北区基本構想

住む人が愛着を感じ、訪れる人にもやすらぎとうるおいを与える魅力ある都市空間を形成するため、区は、美しいまち並みやみどりにあふれた公園、水辺などの公共空間の整備を推進します。

■ 基本方針

- (1) 区民や事業者との協働により、北区を特徴づける優れた景観を積極的に守り、育て、創出します。あわせて地域美化を推進します。
- (2) 公園やみどりを核とし、民間活力を取り入れて崖線や水辺空間、地域のみどりを生かしたみどりのネットワークを形成します。また、みどりと調和したうるおいのある都市景観の創出等、花・みどりあふれる美しいまち並みを形成し、快適な区民生活や、訪れた人にとってやさしいまちとなるよう、まちのイメージや魅力を高めます。

■ 区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・良好な景観に関する理解を深め、その形成へ積極的に参画し、その維持・発展に努める。
- ・開発事業者は、周辺環境に配慮した景観形成に協力する。
- ・住んでいるまちをよりよい環境にするため、自治会活動やボランティア活動等に対する理解を深める。
- ・まちづくり説明会やワークショップ等に積極的に参加し、行政の実施する事業について理解や意見表明をする。

区（行政）の役割

- ・区民や事業者との協働により、北区を特徴づける優れた景観を保全し、建築物等の規制・誘導を行うことにより、景観まちづくりを推進する。
- ・景観まちづくり活動を支援するとともに、景観形成重点地区の指定を推進する。また、地域景観に対する一層の意識啓発を進めるため、区民参加の取組みを実施するとともに、情報の提供や相談体制の充実に努める。
- ・区民参画・協働のまちづくりをリードする人材を育成する。

■ 施策の方向

(1) 美しいまち並みの創造

① 北区らしい景観の創出

【今後の課題】

景観法、景観づくり条例に基づく、届出制度を活用することにより、地区の特性を生かした景観づくりを誘導する必要があります。一方、景観に対する助言、指導の中には、コストの負担の増加につながるものもあるため、届出者に理解されにくい場合があるという課題があります。

【施策の方向性】

- 区民や事業者との協働により、北区を特徴づける優れた景観を保全し、建築物等の規制・誘導を行うことにより、景観まちづくりを推進します。
- 大規模住宅団地の建替え等の機会を捉えて、それぞれの地域に応じた景観まちづくりを進めます。

② 景観まちづくりの推進

【今後の課題】

地区の特性を生かした、区民や事業者の自主的な取組みによる景観づくりを進める一環として、地域住民と協働し、景観形成重点地区の指定を推進する必要があります。そのため、景観づくりに対する機運の醸成、意識啓発を行うことが重要となります。

【施策の方向性】

- 地区独自の景観づくりを推進します。
- 景観形成重点地区を指定します。
- 景観に関する機運の醸成、意識啓発を進めるため、情報提供や区民参加の取組みを実施します。

③ 美化の推進

【今後の課題】

高齢化を理由にボランティア活動を休止するケースが見られます。そのため、美化ボランティア制度における、活動の担い手となる団体について、学校や企業等に参加を促す広報周知や機運醸成が重要となります。

【施策の方向性】

- 区民による自主的な取組みへの支援・誘導を行い、まちの美化に対する区民意識の向上を図ります。
- 清潔で快適なまちを維持するため、町会・自治会をはじめ地域の学校や企業にも働きかけ、区民と協働してまちの美化を推進します。

(2) 魅力ある公園・水辺空間の形成

① 魅力ある公園づくり

【今後の課題】

計画的な公園整備を進めていますが、必ずしも個性ある魅力的な公園の整備にはつながっていません。また、全体的に公園の老朽化が進行しており、トイレ等を中心に公園施設等の清潔感や快適性が求められています。

【施策の方向性】

○公園総合整備構想を策定し、北区の公園のあり方を示していきます。公園の規模に応じた役割の整理を行い、コンセプトの設定や季節感ある公園づくりなど、個性ある公園づくりを進めて魅力を向上させます。

○公園の整備・改修に当たっては民間活力の導入について検討するほか、公園施設等の適切な配置を進めることで効率的な維持管理を推進し、清潔感・快適性を向上させます。

② 区民主体の身近な公園づくり

【今後の課題】

ボランティアの高齢化による人数の減少により、地域住民との協働により公園を管理することが難しくなっています。

【施策の方向性】

○新たなボランティア人材の発掘や効率的な公園の管理方法について検討を行い、引き続き地域住民との協働による公園づくりを推進します。

③ うるおいのある水辺空間づくり

【今後の課題】

4つの河川に囲まれている北区の地理的特性を踏まえ、水辺空間についての活用やみどりのネットワークの形成を推進する必要があります。また、荒川河川敷の土地区別計画を踏まえた豊島ブロックの具体的な整備計画を区民参画のもと検討する必要があります。

【施策の方向性】

○4つの河川に恵まれた北区の水辺環境を生かし、にぎわいのある水辺空間の整備を進め、区民の水や川に対する親しみを深めていきます。

3-7 持続的発展が可能なまちづくり

■ 北区基本構想

将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちをつくるため、区民や事業者は、一人ひとりが地球に住み、暮らし、活動する「地球市民」として、地球環境に負担の少ないライフスタイルや事業活動への転換を図ります。

また、区、区民、事業者は、それぞれの責務を果たすとともに、ボランティア・市民活動団体を含めた連携、協働を進め、資源循環型システムを構築します。

さらに、新たな環境汚染問題にも取り組みます。

■ 基本方針

(1) 既存事業の有効性の評価を適切に行い、地球温暖化対策に係る活動の主体となる区民・事業者の参画を様々な場面で促進し、各主体が連携して取り組めるようなしくみづくりを推進します。また、北区役所は区内最大の事業者として、省エネルギー、省資源な環境配慮行動を自ら実践し、区民・事業者の模範となるよう率先的な取り組みを目指します。

(2) 区民・事業者・区が協働で3R(※)を推進し、さらなるごみの減量化事業と有害な廃棄物の適正処理を実施します。また、災害時に発生する廃棄物を迅速に処理できる体制を整備し、将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちを実現します。

(3) 北区を取り巻く環境の状況を把握し、区民への情報提供を継続するとともに、事業者への適切な指導・助言や、多様化する公害相談への柔軟な対応を通じて、さらなる公害低減を図ります。

また、指定喫煙場所の環境改善を検討・実施し、喫煙マナーを向上させ、喫煙者、非喫煙者が共存できる環境を創出します。

※3R：リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（資源化）

■ 区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・地球温暖化対策に向け、省資源・省エネ型の機器設備の導入や家庭でのエネルギー使用量の目標を立て、実行する。
- ・省エネ道場など子ども向け環境学習講座への参加や、環境リーダー養成講座を受講し、地域の環境保全活動のリーダーとして活躍する。
- ・ごみ減量やリサイクル活動の取り組みを行う。
- ・公害を未然に防ぐため地域で協力して周辺環境に配慮する。
- ・喫煙マナー向上のための啓発キャンペーンを区と協働で実施、推進する。

区（行政）の役割

- ・家庭・事業所への省エネ機器等導入支援を充実させ、支援制度や施策の情報発信に努めるとともに、技術発展やライフスタイルの変化等にあわせた、助成対象機器や助成内容の検討・見直しを行う。
- ・環境教育・環境学習の機会の確保を進める。取り組みの継続性の確保のために、担い手となる環境リーダーをはじめ、民間団体の活躍の場を確保する。
- ・区民や事業者の自主的なごみ減量やリサイクル活動の支援を実施するとともに、特に環境負荷の低減に向けて効果の高い2R（発生抑制・再使用）の普及啓発を充実させる。
- ・公害の未然防止のための情報発信、また公害苦情について当事者間での問題解決が図れるよう支援する。
- ・指定喫煙場所の環境改善及び条例の周知・啓発を充実させる。

■ 施策の方向

(1) 環境に負担の少ないライフスタイルへの転換

① 再生可能エネルギー活用・省資源・省エネルギーへの取り組み

【今後の課題】

SDGs による重点戦略の設定や気候変動適応策の法制度化など、環境に関する新たな視点が取り入れられ、方策を検討する必要があります。

また、「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画（平成29（2017）年度）」の改定に関する「区民意識調査（平成29（2017）年度）」では、新工ネ・省工ネ機器等に関する情報の提供についての評価が低く、区民の望む情報を提供できていないことが懸念されています。

【施策の方向性】

○新工ネ・省工ネ機器等導入助成をはじめとする地球温暖化対策の推進のほか、気候変動の影響による被害の回避・軽減といった適応策の視点という両輪から施策を推進し、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素を減らす低炭素社会の実現を目指します。

② 啓発活動・環境学習の充実

【今後の課題】

子どもから大人まで様々な世代における環境教育・環境学習の機会の確保・提供をしていく必要があります。

また、「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画（平成29（2017）年度）」の改定に関する区民意識調査では地球温暖化問題について、重要と考える人の割合が9割と高く、学習の機会の場の提供が望まれています。

【施策の方向性】

○地球温暖化対策を支える担い手及び地域循環共生圏の形成等に向けた地域課題の解決に取り組む人材の育成・確保を行います。

○環境活動・エコ活動に取り組むための場を創出すること等により、区民全体の環境に関する関心を高めていきます。

(2) 資源循環型システムの構築

① 区民・事業者・区の協働による3Rの推進

【今後の課題】

環境負荷の低減に、より高い効果が期待できる2R（発生抑制・再使用）の取組み推進が求められています。また、環境負荷の低減に関心が無い人や外国人、高齢者に分かりやすい周知の実施等、新しい普及啓発事業が必要となっています。

【施策の方向性】

○循環型社会を構築するために、区民・事業者・区がごみ減量に向けて、それぞれの責務を果たすとともに、3Rを推進する事業として町会・自治会と協働で取り組んでいる「びん・缶のリサイクル」等の事業を実施し、普及啓発に努めます。

② さらなるごみの減量化

【今後の課題】

区内総人口の増加による家庭ごみの排出量の増加や、日本経済の緩やかな回復基調による事業系ごみの増加が考えられます。また、ごみ減量に効果的な施策が必要となっています。

【施策の方向性】

○ごみ減量のための事業やごみの発生自体を抑制する普及啓発事業等を引き続き実施するとともに、食品ロス対策等、新たな事業を、様々な視点や環境負荷のない方法で実施します。

③ ごみの適正処理の推進

【今後の課題】

有害な廃棄物の適正処理を行うとともに、災害廃棄物を迅速かつ適正処理できる体制を構築する必要があります。

また、有害な廃棄物への対応については、「水銀に関する水俣条約（平成29（2017）年8月16日発行）」で水銀含有廃棄物の厳格な取り扱いが求められています。

さらに、災害廃棄物処理体制の構築では、震災廃棄物を迅速かつ適正に処理するために策定する「北区災害廃棄物処理計画」に基づき、体制整備を行うとともに、都市型の洪水等、地球環境の変化に伴う新たな災害への対応が求められています。

【施策の方向性】

○有害な廃棄物や適正処理困難物については、区が主体となって実施可能な事業を中心に適正処理を推進する施策を展開します。

○災害廃棄物については、国や東京都の災害廃棄物処理体制を注視しつつ、「北区災害廃棄物処理計画」を踏まえて処理体制を構築します。

(3) 良好な生活環境の保全

① 公害の防止・抑制

【今後の課題】

アスベスト及び土壌汚染対策等、漸次強化される規制への迅速な対応が求められています。また、多様化していく公害苦情や、住工混合による騒音・振動・悪臭問題の顕在化について、各案件に沿ったきめ細やかな対応が求められています。

さらに、事業所から発生する騒音・振動に対する相談に加え、近所のクーラーやピアノなどの生活騒音に対する相談が引き続き寄せられています。

【施策の方向性】

- 産業型公害防止のための適切な指導や助言を行い、情報を発信します。
- 多様化する公害苦情に柔軟に対応するため、関係部署との連携を図るとともに、当事者間で解決できるよう支援します。
- 身近な都市・生活型公害防止のための啓発・情報発信を行います。

② 区を取り巻く環境の把握と保全の取組み

【今後の課題】

国土交通省が計画している羽田空港の機能強化による航空機騒音への対応や、平成 29（2017）年度に石神井川に適用される環境基準が強化されたことで新たに監視項目となった大腸菌群数の環境基準達成が新たな課題となっています。引き続き、大気、水質、騒音、振動等の状況把握が必要となっています。

【施策の方向性】

- 大気や水質、騒音、振動などの測定を行うことで、区を取り巻く環境を把握し基準等の適合状況を監視するとともに、区民に情報を提供します。また、状況に応じて、東京都や関係機関と連携し対応します。

③ 喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出

【今後の課題】

東京都受動喫煙防止条例により、原則屋内禁煙となるため、屋外における喫煙者の増加が見込まれます。

【施策の方向性】

- 指定喫煙場所の環境改善等、屋外における喫煙者と非喫煙者が共存できる環境を整備します。

④ 廃棄物の堆積による管理不全な居住家屋及び敷地への対応

【今後の課題】

現に人が居住している、廃棄物の堆積に起因する管理不全な家屋及びその敷地が、居住者本人及び近隣住民の生活環境を損なっています。

【施策の方向性】

- 居住者に寄り添った福祉的支援を行い、解決が困難なケースについての対応を検討します。

3-8 自然との共生

■ 北区基本構想

自然は、私たちの快適な生活環境や生態系にとって、かけがえのないものです。

区は、区民とともに、多様な生物のすむ自然環境を保全、創出し、自然と共生する、いのちあふれる快適環境を創造します。

■ 基本方針

(1) みどりの多いまちの形成に向けて、行政主体の取組だけでなく、区民の環境学習に対する意欲向上のため、講座の受講だけで完結せず、講座修了生の活躍の場の形成に向けた取組みを推進します。

(2) 公共施設および民間施設の適切な緑化基準の検討を行うとともに、民有地の緑化に関する助成制度、緑化推進モデル地区、美化ボランティアといった、区民単位の活動に対して支援を行います。

■ 区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・みどりや多様な生物と親しむ機会を持つ。
- ・環境学習講座受講等により、自然環境についての関心、理解を深める。
- ・みどりの保全活動に参加する。
- ・美化ボランティアへの参加など、まちなかにおける緑化の維持推進を図る。
- ・民有地における緑化の維持推進を図る。

区（行政）の役割

- ・自然環境の保全、生物多様性についての啓発を行う。
- ・環境学習講座の充実、周知を図る。
- ・美化ボランティア等、地域で活躍する人材の育成を行う。
- ・地域コミュニティと協働して、まちなかの緑化推進を図る。
- ・緑化に関する助成制度の普及、適正な運用に努める。

■ 施策の方向

(1) 自然環境の保全・創出

① 自然環境の保全・創出

【今後の課題】

野生生物の生息・生育環境を確保するため、自然環境の保全、外来種についての情報、駆除の必要性について情報発信を進める必要があります。また、外来種に関する情報発信については、区民の不安をあおらないようにする必要があります。

【施策の方向性】

- 生物多様性の観点から崖地の樹林や河川敷草地、自然を生かした公園等における自然環境の保全を行い、身近にみどりとふれあうことのできる環境を創出します。
- 家屋被害をもたらす外来種の情報発信をはじめ、生態系への被害等、外来種に起因する問題等に関する区民の理解醸成を図ります。

② 自然観察や環境学習の充実

【今後の課題】

自然環境について区民の理解と関心を深めるために、環境学習の機会を増やし、周知活動に努め、学習内容の充実を図る必要があります。

また現状では、学習の成果を実際に発揮できる活躍の場がそれほど多くありません。

【施策の方向性】

- 区民自ら環境について考え行動できるようになることを目的に、環境に関するふれあい・啓発事業、学習の機会拡大や内容充実に取り組みます。
- 小・中学校において自然観察や体験活動を取り入れ、環境学習の充実を図ります。
- 区民や学校と協働し、環境学習の場となる自然環境の適切な維持管理を行います。

(2) 環境緑化の推進

① まちなかの緑化

【今後の課題】

公共施設・公共空間や民間施設・民有地における緑化を推進するため、緑化基準等の見直しの検討が必要となっています。また、一定規模の民間樹林の保全を図るために、生垣や保護樹木等に関する助成制度の拡充が必要です。

【施策の方向性】

○公共施設や民間施設および民有地の緑化を推進し、区民の生活に豊かさやうるおいを与えるとともに、オープンスペースの確保等による防災性への寄与、二酸化炭素吸収等による環境性への寄与など、みどりの持つ多様な機能に着目して、快適かつ安心・安全で自然ゆたかな都市環境を創造します。

② 地域緑化のしくみづくり

【今後の課題】

地域の緑化に意欲のある区民、町会・自治会等地域コミュニティや事業所を継続的に支援するしくみが必要です。

【施策の方向性】

○地域で花やみどりを育てることを通じていきいきとした地域コミュニティが形成され、区民一人ひとりが身近にみどりに親しみ、自主的な緑化活動を継続して行うことができるよう支援します。

第4章

基本計画推進のための区政運営

4-1 区民と区の協働によるまちづくりの推進

■北区基本構想

「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という考え方のもとに、区民と区は、良好なパートナーシップを構築し、協働してまちづくりを進めます。

区は、区政の様々な場面への区民参画を推進するとともに、わかりやすく開かれた区政を推進します。

■基本方針

- (1) 「区民とともに」という区の基本姿勢を踏まえ、まちづくりの主役である区民が区とともに地域の課題に目を向け、解決に向けて協働していくことのできるしくみづくりを行います。
- (2) 開かれた情報公開を行い、説明責任を果たすことにより、区民との信頼関係を築きます。また、区民とともに区政の課題について考えていけるよう、双方向の情報受発信を積極的に展開します。
- (3) 区民、町会・自治会、NPO・ボランティア団体、大学等の教育機関、企業、商店街等、様々な主体との交流・連携を強化して、それぞれの特性を生かした協働によるまちづくりを推進します。

■区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・区のアナケートや調査に協力する。
- ・広報紙等を通して区政情報に関心を持つ。
- ・区の計画や施策決定の際に行われるパブリックコメントやワークショップ等に参加する。
- ・自らの地域の問題に目を向け、区に意見の発信や提案を行う。
- ・地域活動や町会・自治会活動に参加する。

区（行政）の役割

- ・政策形成の過程において、十分に区民の意見を踏まえる。
- ・区政に関する情報を積極的に、多様な手段を活用して発信する。
- ・地域の課題を把握し、それぞれの地域にふさわしい公共サービスを区民とともに展開する。
- ・区民や地域活動団体、大学等の教育機関、企業、商店街といった様々な活動主体と連携・協働する。

■ 施策の方向

(1) 区民参画の推進

① 区民参画の推進

【今後の課題】

時代とともに複雑化・多様化する区民のニーズに的確に対応していく必要があります。そのためには、区政に関心のない人だけでなく、区政に関心がありながら区政参画や地域活動への参加をしたことのない人、特に若い年代の人たちへの働きかけが重要となります。また、公共施設等の自主管理運営など、地域住民の高齢化等に伴う担い手不足が課題となっている例が見られ、地域への貢献・区政への参加をしたいと考えている人を十分に掘り起こせているとはいえません。

【施策の方向性】

- 区民の区政への参加を促進するため、幅広い世代の多様な区民のニーズを取り込み、活躍の場へとつなぐしくみづくりを行います。
- 地域コミュニティの形成や地域の課題解決に貢献することへのやりがいを持てるよう、気軽に参加できる活動を通じた区政参画のきっかけづくりを行います。
- 区と区民が地域の課題を共有し、地域の実情に即した事業を協働して推進します。

(2) わかりやすく開かれた区政の推進

① 情報公開と透明な行政運営の推進

【今後の課題】

区民との協働によるまちづくりを進めていくためには、様々な情報をわかりやすく発信していく必要があります。また、区民との信頼関係を構築するためには、積極的な情報公開や適正な公文書の管理によって、行政の透明性を確保しなければなりません。

【施策の方向性】

- 積極的な情報公開により行政活動についての説明責任を果たすことで区民との信頼関係を築き、透明性の高い、区民に開かれた区政を実現します。

② 情報発信型区政の展開

【今後の課題】

北区ニュースの内容の充実に加え、多様な手段による区政情報発信が、特に若い世代へのアプローチとして必要です。区民が区政に関心を持つためには、区の課題を区民と共有することが重要であり、そのためには区政情報の発信だけでなく、区民の声を積極的に区が収集・把握することが必要となります。

【施策の方向性】

- 様々な情報手段を活用して広報・広聴機能を充実させ、区民一人ひとりに必要な情報、関心のある情報が的確に届くようにします。
- 区政の課題を区民とともに考えていけるよう、SNS を活用した双方向の情報受発信を積極的に展開します。

(3) 責任ある協働の推進

① 協働の推進

【今後の課題】

地域社会を構成する様々な主体との協働が、多様な区民のニーズや地域課題にきめ細かく対応し、地域の実情に即したまちづくりを進めていくためには不可欠です。

NPO・ボランティア団体等の先駆性や創造性、柔軟性、大学等の教育機関の専門性など、領域を超えた団体同士のネットワークを生かした取組みを推進する必要があります。

【施策の方向性】

- 行政だけでなく、区民もまた公共サービスの担い手であるという意識のもと、職員の協働に対する理解促進を図り、区政の様々な分野における協働の機会を拡充します。
- 行政と地域の様々な主体をつなぎあわせる協働の推進体制の強化を図ります。
- 大学や企業の知的資源やノウハウ、多様な人材やネットワークを生かした連携事業を推進し、その取組みの成果を広く周知して、より質の高いまちづくりにつなげます。

② 公益的活動の支援

【今後の課題】

地域課題の解決に向けた活動を行う団体や企業が、活動を継続的かつ活発に行うことができるよう、活動の場の提供だけではなく、団体同士のネットワークづくりが重要となります。

【施策の方向性】

- 区民、NPO・ボランティア団体や企業等、社会貢献活動を行う団体に対して、情報提供や相談体制の充実、ネットワークの強化を図ります。
- 協働事業に対して適切な評価を行い、事業や活動の定着、運営団体の自立を促進します。

4-2 計画的・効率的な行財政運営の推進

■ 北区基本構想

区は、基本構想の実現をめざして、総合計画として基本計画と実施計画を策定し、計画的、効率的な行財政運営を推進します。そして、行財政改革を進め、柔軟で強じんな行財政体質を築くとともに、簡素で機能的な組織・機構を実現します。また、より一層効率的な行政サービスの提供に努めるとともに、既存の公共施設の有効活用を図ります。さらに、区政推進の担い手となる職員の一層の資質向上を図ります。

■ 基本方針

- (1) 「区民とともに」という区の基本姿勢、協働精神のもと、計画的に区政を推進します。
- (2) 長期に渡って安定した財源を確保し、積極的な行財政改革により、柔軟で強固な財政基盤を築きます。
- (3) 業務の質や量の変化に応じた弾力的な組織づくりと内部統制制度の導入を進めます。
- (4) 区民から信頼され、区政や職場の課題解決に主体的に取り組む職員の育成、職場づくりに努めます。
- (5) 北区の明るい未来を築き、区民の満足度を向上させていくよう、将来を見据えた持続可能な施策・事業展開を可能とする行財政システムを構築します。
- (6) 区民福祉の向上に向けて、新庁舎をはじめとした公共施設の整備を進めるとともに、社会状況や区民意識の変化など、様々な観点から適切な公共施設のマネジメントに取り組みます。

■ 区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・ 区の行政計画、予算内容に関心を持つ。
- ・ 区の財政状況、税金の使われ方を理解する。
- ・ 庁舎をはじめとした様々な区の施設に対し、その機能や必要性について考える。

区（行政）の役割

- ・ 財政や社会動向の見通しに基づいた計画の立案を行う。
- ・ 健全な財政運営を維持し、新たな財源確保の検討を行う。
- ・ 複雑化・多様化する行政需要や業務の質や量の変化に対応できる組織づくり、職員の育成を行う。
- ・ 効率的な経営改革手法の活用を検討する。
- ・ 長期的な視点で公共施設の配置方針、維持管理方針を立てる。

■ 施策の方向

(1) 計画的な行政運営

① 計画的な行政運営

【今後の課題】

限られた資源の中、社会情勢の変化に伴い、多様化・複雑化する区民の行政需要に的確に対応していくためには、各種計画や部門間の調整を図り、財政計画と整合性のとれた具体的で実効性のある事業計画を策定し、適切な進行管理のもとに事業を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

○中長期的な視点で社会経済動向を的確に展望しながら、「区民とともに」という基本姿勢のもと、限られた資源の重点的、効果的な配分を行い、「北区基本構想」で定められた将来像の着実な実現をめざします。

(2) 健全な財政運営

① 自主財源の拡充

【今後の課題】

先行き不透明な経済情勢、及び地方分権が進み、特別区相互間で税源の偏在がある中、区の財政基盤をより強固なものとするため、行政水準の均衡確保、事務事業の分担に見合う税財源の配分や移譲が必要です。

【施策の方向性】

- 区税等の自主財源確保に努め、財政の健全性を維持します。
- 行政需要に対する適正な財源措置や都区財政調整制度（※）の適正な運用を、国や都に要請していきます。

※都区財政調整制度：都区の事務配分に応じた財源の振り分けと、一定水準の行政サービスを提供できるようにするために、東京都と23区及び23区相互間の財源を調整するしくみ。

② 基金・区債等の計画的活用

【今後の課題】

景気や年度間の行政需要の変動、将来の行政需要の変動に対応できる財政計画が必要です。

【施策の方向性】

- 将来に向けた基金の積立・運用を行うとともに、償還負担のシミュレーションを行うなど、計画的な区債の活用に努めます。

③ 持続可能な行財政システムの構築

【今後の課題】

学校改築や公共施設の更新、まちづくりの推進等、将来に渡って多くの課題が存在します。

【施策の方向性】

- 新たな経営改革プランにもとづき、さらなる経営改革の推進と効率的な行政サービスの提供に向けた取組みを進めます。

④財政状況を区民と共有

【今後の課題】

区が直面している課題への意識を区民と共有するため、区の財政状況や資源投入についての方針を区民に理解してもらう必要があります。

【施策の方向性】

○**地方公会計制度（※）を活用した、わかりやすい財政状況の資料作成、公表を行います。**

※地方公会計制度：現金の収入支出だけでは明らかにしにくい経費や、資産・負債の状況を明らかにできる「発生主義」による会計処理を行い、地方自治体が所有する資産・負債や資金の流れに関する情報を総体的・一覽的に把握しようとする制度。（従来の会計処理方法は、現金の収支に着目した「現金主義」。）

（3）簡素で機能的な組織・機構の実現

①組織・機構の改革

【今後の課題】

時代とともに目まぐるしい速さで変化していく区民のニーズに、迅速かつ的確に対応するための組織体制が必要となります。

【施策の方向性】

○**機能的かつ効率的で、社会の変化に対応できる弾力性のある組織体制、関係所管が協力・連携しあえる横断的な組織体制を構築します。**

②職員定数の適正管理

【今後の課題】

事務改善の見直しや公民の役割分担を意識した執行体制の構築により、効率的な事務処理、職員という人材の効果的な活用につなげていくことが必要です。

【施策の方向性】

○**限られた人材を効果的に活用する職員配置を行うとともに、外部化や IT 技術の導入によって総職員数の適正化を図ります。**

③内部統制の構築

【今後の課題】

財務に関する事務などの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するために内部統制制度（※）の導入を行うこととしています。

【施策の方向性】

○**内部統制制度の導入に向けた推進体制の構築や、事務上のリスク管理等の準備を進めていきます。**

※内部統制制度：事務執行に係るリスクを予め把握することにより、未然に防止、あるいは、リスクが顕在化した場合に適切に対応するしくみのこと。平成 29（2017）年に地方自治法が改正され、平成 32（2020）年度より都道府県及び指定都市への導入が義務付けられている。

(4) 職員の資質の向上

① 職員研修の充実

【今後の課題】

区政の担い手である職員一人ひとりが「区民とともに」という基本姿勢を強く認識し、職務遂行能力や全体の奉仕者としての意識の向上が、区民との信頼関係構築のために必要です。

【施策の方向性】

- 区民とともに協働のまちづくりを推進する職員、多様な考え方を尊重し、高い倫理観を持って行動できる職員を育成します。
- 事務処理・コミュニケーション能力の向上を図り、区民から信頼される職員を育成します。

② 人材が育つ職場づくり

【今後の課題】

複雑化・多様化する行政課題に対応するため、職員個々の資質の向上だけでなく、組織として職員を支援するしくみづくりが必要です。

【施策の方向性】

- 職員一人ひとりの能力が最大限に発揮され、主体的・意欲的に課題等に取り組み、政策形成過程や事業計画策定に積極的に参加ができる職場づくりを推進します。

③ 人材育成を目的とした人事管理

【今後の課題】

行政課題の複雑化・多様化により、専門性・特殊性の高い業務を行うことのできる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承ができる職員配置が求められています。また、公務員の働き方改革や定年延長への動き等に対応のできる人事管理・人材評価システムが必要です。

【施策の方向性】

- 職員の能力を発掘し、長期的視点に立った人事管理、職員が明確な目標を持って業務に取り組み、成果が評価される人事管理、社会情勢や制度の変化に適応した人事管理を行います。
- 専門性・特殊性の高い業務のノウハウを確実に継承し、実務に精通した人材を育成できる職員配置を行います。

(5) 効率的な行政サービスの提供

①行政情報化の推進

【今後の課題】

行政手続きのオンライン化や、区が保有する多岐にわたる情報資産を効果的に活用できるしくみが求められています。また、行政情報をサイバー攻撃等から守るために、新しい技術を活用したセキュリティ対策が必要です。

【施策の方向性】

- 新たな技術を取り入れた情報通信基盤全体のさらなる最適化を図り、人口動態の変遷等に対応する AI 等の ICT を活用した施策を推進します。
- 区が保有する多種多様な情報資産のセキュリティ対策を強化するとともに、オープンデータ化や庁内における情報共有を推進し、施策への反映や民間視点での活用を図ります。

②行政サービス提供体制の整備

【今後の課題】

基礎自治体として区民生活を支えるため、迅速で正確な行政サービスの提供に努め、区民満足度の向上を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 便利で分かりやすい窓口を整備するとともに電子申請・電子納付を推進することで、身近で容易な行政サービスの提供を行います。
- AI 等先端技術を活用した事務の効率化や区民サービス向上についての検討を行います。

③民間活力の活用

【今後の課題】

区は公民の役割分担を明確にしながら、民間団体や NPO など「公」を担う多様な主体と連携を図り、質・量ともに増大していく行政需要に的確に対応していかなければなりません。

【施策の方向性】

- 多様化する区民ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため、民間事業者や NPO 等様々な主体と連携し、それぞれの強みを生かした施策を推進します。

④受益と負担の適正化

【今後の課題】

区民サービスの財源となる区税等の収入率の向上、施設利用料や手数料等の受益者負担の適正化は、公平性の確保という観点からも重要です。

【施策の方向性】

- ワンストップ納付相談窓口や債権管理条例の適正な運用によって、区税等の収納率の向上を図ります。
- 受益者負担の原則が当てはまる行政サービスについては、使用料・手数料の定期的な改定等により、受益者負担の適正化を進めます。

⑤行政評価システムの活用

【今後の課題】

内部努力の徹底、事務事業の見直しや再構築を進めていくためには、これまでの実施方法や内容についての十分な検証が必要となります。

【施策の方向性】

- 事業コストや成果から区民の視点に立った評価を行い、今後の施策や事業展開に反映します。
- 評価結果を公開することで、行政の透明性を高め、説明責任を果たします。

(6) 公共施設の計画的な整備と有効活用

①新庁舎の整備

【今後の課題】

新庁舎の整備については、社会動向等を踏まえた行政サービスのあり方を検討するとともに、建設予定地の周辺状況を考慮しながら取組みを進める必要があります。

【施策の方向性】

- 人にも環境にもやさしく区民に親しまれるとともに、適切な行政サービスを提供することのできる新庁舎の整備を、王子駅周辺のまちづくりと連動して進めます。

②公共施設の再配置の推進

【今後の課題】

今あるすべての公共施設を大規模改修や改築などの対応をしていくことは財政的に難しいため、人口動向や区民意識の変化を捉え、適切な施設の配置を行う必要があります。

【施策の方向性】

- 行政サービスの水準を維持しながら、施設の総量を抑制し、施設機能の集約化・複合化を図りながら、公共施設の将来コストを縮減します。
- 重要度・緊急度に応じた計画的な施設改修や適切な維持補修に努め、建物の長寿命化を図るとともに、使いやすく魅力のある施設への転換に努めます。
- 区民のニーズに合わなくなった施設や役割を終えたと考えられる施設については、統廃合や廃止を検討するとともに、既存施設のさらなる有効活用を図ります。

③区有財産の活用

【今後の課題】

学校施設跡地や遊休施設などの区有財産は、地域の発展という観点のほか、財源確保の観点から貸付・売却を含めた検討を行う必要があります。

【施策の方向性】

- 学校施設跡地や遊休施設等の区有財産について、貸付・交換・売却などの方法を含め、地域のまちづくりの推進に寄与するという観点から十分な検討を行い、利活用を積極的に図ります。

4-3 自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進

■ 北区基本構想

区は、区民に最も身近な基礎的自治体として、個性豊かな活力に満ちた地域社会を実現するため、区の自主性、自立性の向上に努めます。また、区民の誇りとなる「北区らしさ」を発見、創造し、他の都市にはない魅力的な北区の地域イメージとして、広く内外に発信します。

さらに、区だけでは解決できない課題については、他の自治体、都、国との連携、協力を進めます。

■ 基本方針

- (1) 国や都の動向を踏まえて、都区制度や地方自治のあり方についての研究を他区と連携して進めます。
- (2) 子育てファミリー層・若年層をターゲットの中心とした区の魅力発信を、区民や民間組織と協働してより一層推進します。
- (3) 国や東京都、他区市町村との連携・協力を推進するとともに、首都東京の自治体として国内外の自治体と幅広い友好関係を築き、相互発展や共存共栄を図ります。

■ 区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・国、東京都、区がそれぞれ実施している事業、役割について関心を持つ。
- ・区の個性や魅力を発掘し、SNSを活用して広く発信していく。
- ・おすすめのスポットなどを、積極的に家族や友人に勧める。
- ・区と関わりのある都市について関心を持ち、交流イベントに参加する。
- ・異なる文化に接しながら、自らの地域の良さを再発見する。

区（行政）の役割

- ・区民に最も身近な自治体としての責任を持つ。
- ・北区ブランドの形成に向けたシティプロモーションを充実させる。
- ・観光スポットや区の魅力について、効果的な情報発信を行う。
- ・区域を越えた取組みが必要な課題における他自治体との連携・協力を推進する。
- ・様々な分野で国内外の自治体との交流を促進し、相互発展に努める。

■ 施策の方向

(1) 自治権の拡充

① 地方分権の推進

【今後の課題】

地域の課題を解決する、住民に一番身近な基礎自治体として、区民のニーズや社会情勢の変化に対応した施策を実現していかなければなりません。

【施策の方向性】

- 基礎自治体優先の原則のもと、地域の課題を解決する自立した都市となるべく、適切な権限の委譲を国や東京都に求めています。

② 財政自主権の確立

【今後の課題】

自主的、自立的な事務事業の執行のため、国や東京都と区の役割分担に応じた適切な財源の配分を求めていく必要があります。

【施策の方向性】

- 事務権限の委譲や拡充に見合う財源確保、課税自主権の拡充を国や都に求めています。

(2) 「北区らしさ」の創造と発信

① シティプロモーション・イメージ戦略の推進

【今後の課題】

都内における北区の知名度やイメージの認知度はまだ低く、北区の個性と魅力を区内外に向けて広く発信し、知名度やイメージを高めていくことが必要となります。

子育てファミリー層、若年層の定住意向を増加させていくため、地域に対する誇りや愛着の醸成、地域への興味・関心を喚起していくことが課題となります。

【施策の方向性】

- 北区の知名度やイメージを高めていくため、子育てファミリー層・若年層等、中心となるターゲットに合わせた媒体を選定・活用しながら、効果的かつ多角的な情報発信に取り組みます。
- 北区の個性や魅力の発信力を高めることで、区民の北区に対する誇りや愛着の醸成、地域への興味・関心の喚起につなげ、地域の活性化、地域のきずなづくりへと発展させていきます。

② 北区の特性を生かした施策の推進

【今後の課題】

区の持つ魅力を行政だけでなく、区民自身が発見し、区内外へ発信していくしくみづくりが必要です。

【施策の方向性】

- 文化や歴史、水辺やみどりの空間といった北区の資源や特性を活用した北区らしい施策を、区民とともに推進します。
- 国や東京都、他自治体と連携するとともに、区民や民間組織とも協働しながら、区の魅力発信を観光事業とともに推進します。

(3) 広域的な連携・協力の推進

① 広域的な連携・協力の推進

【今後の課題】

河川的环境保全や土壌汚染等の環境問題、都市計画道路の整備、防災対策等、北区だけでは解決できない課題、区域を越えた取組みが必要な課題については自治体間の連携が必要となります。あわせて観光や産業、福祉や教育、環境問題といった様々な面において、広域連携のメリットを研究していかなければなりません。また、ICT やインターネット環境の発達により、周辺自治体だけでなく遠隔自治体との広域連携も視野に入れることが可能となりました。

【施策の方向性】

- 周辺自治体との連携・協力を推進し、観光・産業・福祉・教育・環境等、多方面における効率的・効果的な取組みについて検討するとともに、大規模な災害時には、国や東京都と連携して支援・受援態勢を整え、迅速な復旧・復興に努めます。
- 周辺自治体だけでなく、ICT 等を活用して遠隔自治体との情報・知識の共有を図ります。

② 自治体間の交流の推進

【今後の課題】

首都東京の自治体として、国内外の自治体と友好関係を築き、相互発展や共存共栄を図っていく責務があります。

北区の地域活性化のためには、区民が異なる文化、環境、生活や情報と接しながら、自らの地域への理解や関心を深める機会を持つことが重要です。

【施策の方向性】

- 地域活性化と相互発展を目指して、国内外の自治体との交流を推進します。
- 新たな友好交流都市の選定にあたっては、既存の民間交流や人口・産業・文化等共通の価値観に基づく交流の発展性、また農村と都市などお互い不足する要素の補完性といった観点から検討を進めます。
- 現在友好都市交流協定を締結している都市とは、相互に協力し、新たな視点から都市間の連携・交流事業の更なる促進を図ります。

「新たな北区基本計画」施策体系図

基本目標1：健やかに安心してくらするまちづくり

政策	基本施策	単位施策
1 健康づくりの推進	(1) 健康づくりの支援	①毎日の健康づくりの支援
		②健康づくり支援の環境整備
		③介護予防・地域支援事業の推進
	(2) 保健・医療体制の充実	①地域医療システムの整備
		②地域保健活動体制の充実
		③早期発見・早期治療体制の充実
④安全で健康的な生活環境の確保		
2 地域福祉推進のしくみづくり	(1) 区民主体の福祉コミュニティづくり	①地域で支えあうしくみづくり
		②地域活動等への参加促進・支援
	(2) 利用者本位のサービスの提供	①多様なニーズに対応する良質なサービスの提供
		②身近な地域の相談体制の確立
		③総合的なサービスの提供
	(3) 権利擁護のしくみづくり	①権利擁護の推進
②人権を守る体制の充実		
3 高齢者・障害者の自立支援	(1) 社会参加の促進	①就労・就業への支援
		②多様な社会参加への支援
		③教育、生活訓練の機会の確保
	(2) 在宅生活の支援	①地域包括ケアシステムの構築
		②障害者支援の充実
		③認知症対策の推進
(3) 生活の場の確保	①多様な生活の場の確保	
4 子ども・家庭への支援	(1) 子育て家庭の支援	①多様な保育サービスの充実
		②子育て相談の充実と交流の促進
		③困難を抱える子育て家庭への支援
		④児童虐待への対応
		⑤子育てしやすい環境づくりの推進
		⑥子育て支援の拠点の整備
	(2) 子どもの健やかな成長の支援	①魅力ある遊び環境づくり
		②豊かな体験活動の充実
		③子どもの幅広い社会参加の促進
(3) 子どもをあたたく育む地域社会づくり	①地域における子育て支援	
	②子育てネットワークの育成	
	③子どもの安全確保の体制づくり	
5 福祉のまちづくり	(1) バリアフリーのまちづくり	①ユニバーサルデザインのまちづくり
	(2) 思いやりのある福祉のまちづくり	①こころのバリアフリーを育む環境づくり

基本目標2：一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり

政策	基本施策	単位施策	
1 地域産業の活性化	(1) 新たな産業の展開	①地域産業を支える産業施策の推進	
		②創業の促進	
		③北区の魅力を生かした観光の推進	
	(2) モノづくりの振興	①ものづくりイノベーションの推進	
		②ものづくり人材・企業の育成	
		③ものづくりのPR・ブランド力の強化	
	(3) 生活サービス産業の育成	①魅力ある個店づくりの支援	
		②商店街の新たな魅力づくりの支援	
		③区民生活を支える産業の振興	
	(4) 勤労者の働きやすい環境づくり	①勤労者が安心して働ける環境整備	
	2 コミュニティ活動の活性化	(1) コミュニティ活動の支援	①地域活動・交流の促進
			②様々な活動主体による連携・協力への支援
③協働推進体制の充実			
(2) コミュニティ施設の充実		①コミュニティ活動の場の整備	
		②区民主体の施設運営の推進	
		③施設の適正な配置と維持・管理の推進	
3 個性豊かな地域文化の創造	(1) 個性豊かな文化の創造と発信	①地域の個性を生かした文化芸術の創造	
		②北区らしい文化芸術活動の発展・支援	
		③様々な文化芸術に触れる機会の拡大	
		④文化芸術を支えるしくみの構築	
	(2) 歴史的文化の継承と活用	①歴史的文化の継承と活用	
4 生涯学習の推進	(1) 情報提供・相談体制の充実	①学習情報提供・学習相談体制の充実	
	(2) 学習機会の拡充	①多様なニーズに応える学習機会の拡充	
		②身近な学習の場の充実	
	(3) 学習成果の活用	①学習成果を生かし合うしくみづくり	
	5 生涯スポーツの推進	(1) 身近なスポーツの場の整備	①スポーツ環境の整備及び有効活用
②東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるレガシーの創出・活用			
(2) 参加機会の拡充		①ライフステージに応じたスポーツ参加の促進	
		②様々な連携・協働による地域のきずなづくり	
		③スポーツを支える人材の育成・確保	
		④障害者スポーツの推進	
⑤トップアスリートの育成をめざしたスポーツ事業の推進			

6 未来を担う 人づくり	(1) 社会の変化に対応 する学校教育の推進	①確かな学力の保証
		②豊かな心を育む
		③健やかな体の育成
		④グローバル時代に対応した国際人の育成
		⑤個に応じた教育の推進
		⑥特色ある教育活動の推進
		⑦就学前教育の充実
	(2) 教育環境の整備	①授業力の向上
		②「学びと生活の場」としての学校施設・設備の整備
		③学校規模の適正化・適正配置
		④教育支援体制の整備
	(3) 学校・家庭・地域社会 の連携の推進	①学校・家庭・地域社会の協働
		②家庭・地域社会の教育力の向上
	(4) 地域に開かれた学校 づくり	①地域社会との交流促進
		②学校施設の地域開放の充実
(5) 青少年の健全育成 と自立支援	①青少年の社会参加の促進	
	②青少年を育む地域環境の整備	
7 グローバル時代 のまちづくり	(1) 地球市民を育む 意識づくり	①人権の尊重
		②平和の推進
	(2) 国際交流・国際協力 の推進	①国際交流・国際協力の推進
		(3) 外国人が暮らし やすい環境づくり
	②国籍が異なる人を認め合う地域づくり	
	③多文化共生を推進する人づくり	
8 男女共同参画 社会の実現	(1) 男女平等の意識 づくり	①学習・啓発による男女共同参画意識の向上
		②性の多様性への理解促進
	(2) 男女共同参画の推進	①男女共同参画の推進
		②暴力防止の総合的な支援の推進
	(3) 男女の仕事と家庭の 両立支援	①ワーク・ライフ・バランスの推進
		②女性の活躍推進
9 主体的な消費 生活の推進	(1) 消費者の自立支援	①消費生活情報の提供
		②消費者教育の推進
		③主体的な消費者活動の支援
		④持続可能な消費生活の推進
	(2) 消費生活の安定	①相談体制の充実
		②安全・安心な消費生活の推進

基本目標3：安全で快適なうるおいのあるまちづくり

政策	基本施策	単位施策
1 計画的なまちづくりの展開	(1) 適正な土地利用への誘導	①適正な土地利用への誘導
		②大規模敷地の有効活用
	(2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり	①協働型のまちづくりの推進
		②地域特性に応じた拠点の整備
2 安全で災害に強いまちづくり	(1) 防災まちづくり	①都市の防災機能の向上
		②治水対策等の推進
		③土砂災害対策の推進
	(2) 防災体制の整備・充実	①予防・応急体制の整備・充実
		②復旧・復興体制の整備・充実
	(3) 地域防災力の向上	①災害時に備えた「地域のきずなづくり」
		②防災意識の向上
		③防災行動力の向上
	(4) 交通安全対策の推進	①交通安全教育の充実
		②安全な歩行者空間の確保
	(5) 地域防犯活動の充実	①地域防犯活動の充実
		②危機管理体制の整備
3 利便性の高い総合的な交通体系の整備	(1) 体系的な道路ネットワークの形成	①体系的な道路ネットワークの形成
		②道路ストックの適正な管理
		③適正な自動車交通量の誘導
	(2) 公共交通機関の利便性の向上	①公共交通機関等の整備・充実
		②利用者にやさしい交通施設の整備
	(3) 自動車・自転車利用の適正化	①違法駐車・放置自転車の防止
		②駐車場・自転車駐車場の整備・促進
		③歩行者・自転車が利用しやすい環境づくり
	4 情報通信の利便性の高いまちづくり	(1) 情報通信基盤の整備
②区政の高度情報化		
	(2) 情報活用能力の向上	①情報活用能力の向上
5 快適な都市居住の実現	(1) 良質な住宅の供給	①民間住宅の供給誘導
		②公的住宅の供給・維持管理
		③住宅の維持管理・建替えの支援
	(2) 良好な住環境の整備	①まちづくり事業と連動した住環境の整備
		②みどり豊かな住環境の整備
		③大規模住宅団地の建替え・再生
		④空き家対策の推進
	(3) 子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援	①子育て世帯・若年層の定住促進
		②高齢者・障害者世帯の居住継続の支援

6 うるおいのある 魅力的な 都市空間の整備	(1) 美しいまち並みの 創造	①北区らしい景観の創出
		②景観まちづくりの推進
		③美化の推進
	(2) 魅力ある公園・水辺 空間の形成	①魅力ある公園づくり
		②区民主体の身近な公園づくり
③うるおいのある水辺空間づくり		
7 持続的発展が 可能な まちづくり	(1) 環境に負担の少ない ライフスタイルへの 転換	①再生可能エネルギー活用・省資源・省エネルギー への取り組み
		②啓発活動・環境学習の拡充
	(2) 資源循環型システム の構築	①区民・事業者・区の協働による3Rの推進
		②さらなるごみの減量化
		③ごみの適正処理の推進
	(3) 良好な生活環境 の保全	①公害の防止・抑制
		②区を取り巻く環境の把握と保全の取り組み
		③喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出
		④廃棄物の堆積による管理不全な居住家屋及び敷地 への対応
	8 自然との共生	(1) 自然環境の保全・ 創出
②自然観察や環境学習の充実		
(2) 環境緑化の推進		①まちなかの緑化
		②地域緑化のしくみづくり

基本目標4：基本計画推進のための区政運営

政策	基本施策	単位施策
1 区民と区の協働によるまちづくりの推進	(1) 区民参画の推進	①区民参画の推進
	(2) わかりやすく開かれた区政の推進	①情報公開と透明な行政運営の推進
		②情報発信型区政の展開
(3) 責任ある協働の推進	①協働の推進	
	②公益的活動の支援	
2 計画的・効率的な行財政運営の推進	(1) 計画的な行政運営	①計画的な行政運営
	(2) 健全な財政運営	①自主財源の拡充
		②基金・区債等の計画的活用
		③持続可能な行財政システムの構築
		④財政状況を区民と共有
	(3) 簡素で機能的な組織・機構の実現	①組織・機構の改革
		②職員定数の適正管理
		③内部統制の構築
	(4) 職員の資質の向上	①職員研修の充実
		②人材が育つ職場づくり
		③人材育成を目的とした人事管理
	(5) 効率的な行政サービスの提供	①行政情報化の推進
		②行政サービス提供体制の整備
		③民間活力の活用
		④受益と負担の適正化
		⑤行政評価システムの活用
	(6) 公共施設の計画的な整備と有効活用	①新庁舎の整備
		②公共施設の再配置の推進
③区有財産の活用		
3 自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進	(1) 自治権の拡充	①地方分権の推進
		②財政自主権の確立
	(2) 「北区らしさ」の創造と発信	①シティプロモーション・イメージ戦略の推進
		②北区の特性を生かした施策の推進
	(3) 広域的な連携・協力の推進	①広域的な連携・協力の推進
		②自治体間交流の推進

Ⅲ 経営改革プラン2015の改定について

1 経営改革を継続的に実施する必要性について

(1) 新たな基本計画への対応

北区では、「区民とともに」という基本姿勢のもと、「地域のきずなづくり」と「子育てファミリー層・若年層の定住化」を最重要課題と定め、4つの重点戦略と3つの優先課題を中心に、北区の諸課題解決のための施策を推進するとともに、効果的な施策への取組みを通じ、「北区基本構想」に掲げる北区の将来像の実現を目指しています。

平成 32（2020）年度を初年度とする「新たな基本計画」では、引き続き「区民とともに」を基本姿勢に、最重要課題に対する対応や多くの課題解決に向けた積極的な取組みを進めていきます。また、今後予定している学校改築や新庁舎建設、まちづくりの一層の推進などは、特に多額の経費を要する事業であり、計画的にその財源を確保していく必要があります。

平成 31（2019）年 1 月に発表された政府経済見通しでは、平成 31 年（2019）年度の日本経済は、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれています。しかし、先行きのリスクとして、通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があります。これらの地方財政への影響が懸念されるところです。また、これまで法人住民税の一部国税化や地方消費税清算基準の見直しなど、国による不合理な税制改正等が繰り返されており、加えて、平成 31（2019）年度税制改正において「新たな偏在是正措置」を講じる考え方が示されました。このように、財政運営上のリスクが絶えず存在し、今後、一般財源総額の確保が難しくなることも見込まれます。

北区では、国や東京都に先駆け、行財政改革に積極的に取り組んできましたが、「新たな基本計画」を着実に実現していくために、また、将来に負担を残さないためにも、引き続き経営改革に取り組むことが必要です。

(2) 行政需要の中長期的増大

「北区経営改革プラン 2015」の着実な推進により、「北区基本計画 2015」の実現及び健全で安定的な行財政運営の確保に努めてきましたが、中長期的な行政需要の増大とともに、今後の財政状況を鑑みると、「新たな基本計画」のための財源を確保し、計画事業等の実現に向けた財政対応力をさらに高めていくことが課題となります。

① 北区の人口と少子高齢化の現状

国立社会保障・人口問題研究所（日本の将来推計人口：平成 29（2017）年推計）によると、日本は、人口減少社会への道を緩やかに歩み出したところであるが、今後は加速的な人口減少と世界に類を見ない高齢化という事態に直面して行くとしています。

一方、北区の人口動向は、国勢調査における総人口では、昭和 40（1965）年の約 45 万 2 千人をピークに減少傾向が続き、平成 12（2000）年には約 32 万 2 千人まで減少しましたが、平成 17（2005）年に 40 年ぶりに増加に転じ、平成 27（2015）年には約 34 万 1 千人となりました。住民基本台帳人口においても、平成 25（2013）年以降は増加傾向にあり、平成 31 年 1 月 1 日現在で 35 万 1,976 人となりました。また、高齢化率は、25.0%で、23 区で最も高くなっています。

今後の北区の人口については、「北区人口推計調査報告書（平成 30（2018）年 3 月）」によると、総人口（外国人人口を含む）は、平成 40（2028）年までは人口増加となり、約 36 万 2 千人とピークを迎えますが、その後は減少に転じ、平成 50（2038）年には約 35 万 6 千人となる見込みです。

義務的経費である扶助費の総額は、保育所待機児解消に伴う児童福祉費の伸びや高齢化の進行などにより、年々増加しており、財政の圧迫要因の一つになっています。また、実質的な義務的経費である介護保険や医療会計への繰出金（特別会計繰出金）も医療費の増加などによって引き続き高い水準にあります。

平成 29（2017）年度決算では、扶助費が 480 億円、特別会計等繰入金が 135 億円となっており、今後さらに北区の財政を圧迫することが懸念されます。

②公共施設の更新需要と課題

北区ではこれまで多くの公共施設（建築物）やインフラ（道路・橋りょう）を計画的に整備してきましたが、現在、多くの公共施設やインフラ施設が老朽化しており、大規模改修や建替え、更新等の時期に差し掛かっています。そのため、今後、改修や更新にあたり多額の費用が必要となります。

平成 13（2001）年から平成 27（2015）年までの公共施設等に投じている投資的経費の平均が約 115 億円（公共施設約 65 億円、インフラ施設約 50 億円）であるのに対し、平成 62（2050）年までの 35 年間の試算では年間約 141 億円が必要となります。今後は、コストの縮減と財源の確保が課題となります。

北区では平成 25（2013）年 7 月に公共施設を対象に「北区公共施設再配置方針」を、平成 29（2017）年 2 月に公共施設とインフラを対象に「北区公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設のマネジメント方針や総量の削減目標（平成 57（2045）年までに 15%程度の削減）、インフラ施設の維持管理方針を定めました。今後も区の財政状況や人口動向、区民ニーズの変化等を踏まえ、公共施設マネジメント等に取り組み、経費の縮減や平準化を進めていく必要があります。

（3）北区財政の現状と課題

①歳入

平成 29（2017）年度普通会計決算で、歳入の中で最も割合の高いものは、特別区交付金（都区財政調整交付金）で 34.7%、次に特別区税が 20.1%となっています。

北区は、23 区平均と比べ特別区税の割合が低く、特別区交付金に対する依存度が高くなっています。特別区交付金は、景気の変動を受けやすく、国の税制改正等の影響の増大も懸念されます。

また、少子高齢化が進行する現状を考えると特別区交付金や特別区税の大幅な増収を期待することは難しく、今後も予断を許さない財政状況が続くと考えられます。

②歳出

平成 29 (2017) 年度普通会計決算で、性質別歳出予算では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が全体の 53%を超えています。

人件費は、これまでの「経営改革プラン」や「職員定数管理計画」などの行財政改革の取組みにより、減少傾向にあります。一方、職員数は保育園定員拡大に伴う保育士の採用などにより前年度より増加しています。扶助費は、児童福祉費などの伸びにより、増加傾向にあります。今後も少子高齢化の進行などに伴う扶助費の増加や学校をはじめとする公共施設の更新などの多くの需要が見込まれ、歳出を押し上げる要因が山積しています。

③基金

平成 29 (2017) 年度末の主要 5 基金（財政調整基金、減債基金、施設建設基金、まちづくり基金、学校改築基金）の残高の合計は、約 549 億円となり、そのうち、財政調整基金は約 157 億円となっています。財政調整基金については、標準財政規模の同規模団体における平均残高は約 260 億円であり、北区は必ずしも高い水準ではありません。

北区を取り巻く財政環境は市町村民法人税分の一部国税化による特別区交付金の原資の減少や、低金利や税制改正等による各種交付金の減少などのリスクもあり、今後も予断を許さない状況にあります。将来を見据えた安定的な財政運営を行っていくためには、特別区税などの自主財源の確保を図るとともに、行財政改革も進め、財政調整基金等への着実な積み立てを行っていく必要があります。

④地方債

北区では、学校改築や公園整備などの公共施設の整備等に伴い、地方債を発行してきました。平成 29 (2017) 年度末の地方債残高は 276 億円で、区民一人当たりで換算すると 8 万円の借入となっています。

平成 29 (2017) 年度は、学校改築や道路整備事業のため、30 億円の地方債を発行しました。公債費は、概ね 30 億円から 40 億円台で推移しています。

今後も小中学校の改築などをはじめとした施設の更新需要を抱えており、計画的に地方債を活用していく必要があります。

(4) 北区職員の現状と課題

①職員定数の適正化

平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在の職員総数は、2,563 人、平均年齢は 41.2 歳で、普通会計における人件費の平成 29 年度決算は、234 億円となりました。平成 20 (2008) 年度から平成 29 (2017) 年度間で比較すると、「北区経営改革プラン 2015」、「職員定数管理計画 2015」等の行政改革の取組みなどにより、人件費は 26 億円の減となっています。

なお、平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在の職員総数は、保育園定員拡大に伴う保育士の採用などにより、前年度から 46 人増加し 2,609 人となり、平均年齢は 40.8 歳と低下しています。一方で、今後数年間は職員の定年退職が多く、退職金が高水準で推移することが見込まれます。

平成 30 年 (2018) 4 月には職層の再構築を含む新たな特別区の人事制度がスタートし、

平成 32（2020）年 4 月からは会計年度任用職員制度が導入されるなど、人事行政を取り巻く状況が大きく変化していく中、行政需要の変化に的確に対応し、職員という人材の効果的な活用につなげていくため、経営改革プランの改定にあわせて新たな職員定数管理計画を策定し、職員定数の適正化を図る必要があります。

②職員の人材育成

平成 23（2011）年 6 月に「北区人材育成基本方針」を策定し、行政ニーズが高度化・複雑化するなど区を取り巻く環境が大きく変化しても、区政の運営に携わる職員が常に目指すべき理想の職員像として、協働精神、プロ意識、豊かな人間性の 3 点に重点を置き、区民から信頼される人材育成に取り組んでいます。

人事制度や職員構成が大きく変化する中、今後見込まれる様々な行政需要の増加に対応するためには、職員一人ひとりの職務遂行能力を向上させていくことが必要です。また、職員個々の資質の向上だけでなく、組織として職員を支援するしくみづくりが求められています。

多様な考え方を尊重しながら、高い倫理観を持って行動できる職員や、専門性・特殊性の高い業務のノウハウを継承し、実務に精通した人材を育成していくことが必要です。

2 経営改革改定にあたっての考え方

(1) 経営改革で解決すべき課題

日本は人口減少社会が到来し、今後さらに少子高齢化が進行するなど、生産年齢人口が減少すると予測されています。北区においては、平成 40（2028）年まで緩やかな人口の増加が見込まれていますが、中長期的には同様に減少の傾向になることが想定されています。また、国の税制改正等の影響の増大も懸念されており、今後も税収の大幅な伸びは期待できないという前提のもと、区政運営を行っていかねばなりません。

平成 32（2020）年度を初年度とする「新基本計画」では、「区民とともに」を基本姿勢に、「地域のきずなづくり」と「子育てファミリー層・若年層の定住化」をはじめ、少子高齢社会への対応や公共施設の更新需要など、多くの課題解決に向けた積極的な取り組みが必要です。新たな経営改革プランにおいても、将来の人口減少や少子高齢化のさらなる進展を見据え、将来にわたり区民サービスを安定的に提供するため、以下の課題について解決を図っていくものとします。

①北区基本構想の実現

平成 11（1999）年に策定した「北区基本構想」では、基本構想を実現するための区政運営を定めています。

第 6 章：基本構想を実現するための区政運営

- 1 区民と区の協働によるまちづくりの推進
- 2 計画的・効率的な行財政運営の推進
- 3 自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進

新たな経営改革プランにおいても、上記で定めた項目に基づいて策定することで、「北区基本構想」の実現を図っていくものとします。

②新基本計画の資源調達

緩やかな景気回復を受け、特別区民税は増収傾向が続いていますが、北区の人口構成からは 23 区平均と比べ歳入に占める割合が低く、特別区交付金に対する依存度が高くなっています。特別区交付金は、景気の変動を受けやすく、国の税制改正等の影響も懸念され、今後も予断を許さない財政状況が続くと考えられます。また、建築資材、労働単価の長期的な上昇に伴う建築コストの高騰など、財政支出の増加も懸念されます。

したがって歳入確保や事業の見直し、執行体制の効率化などあらゆる財源対策を講じていくことで、「新基本計画」における計画事業を着実に推進するための資源調達が必要となります。

③次世代につなぐ、健全で安定的な行財政運営

政府の経済見通しでは、日本経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が期待されていますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があります。これらの地方財政への影響が懸念されるところです。また、これまで法人住民税の一部国税化

や地方消費税清算基準の見直しなど、ここ数年の税制改正等により、特別区の貴重な財源が奪われています。このように財政上のリスクが絶えず存在し、今後、一般財源総額の確保が難しくなることも見込まれます。

一方で、少子高齢化や将来の人口減少への対応をはじめ、基礎自治体に求められる行政需要の増大を見据えた時に、今後も歳出規模の漸増傾向が見込まれる中で、本来の基礎自治体としての役割、責務を果たしつつも、将来の世代に負担を残さない効率的、効果的な財政運営の構築が求められています。

そのためにも、社会情勢や区を取り巻く環境の変化を適切にとらえ、将来にわたって健全で安定的な財政運営の維持と変化に強い行財政システムを構築していくため、役割分担の見直しや内部努力の徹底、業務の効率化などを進めていくことが必要です。

(2) 経営改革プラン2015の改定にあたっての考え方

経営改革の最大の目的は、北区の将来像を掲げた「北区基本構想」やそれを実現するための「新基本計画」を着実に推進することにより、将来を見据えた健全で安定的な行財政運営を確保し、さらなる区民サービスの向上を図ることです。

「新基本計画」では、北区の基本姿勢である「区民とともに」を推進し、「地域のきずなづくり」や「子育てファミリー層・若年層の定住化」を最重要課題と位置づけ、様々な課題に取り組むことが必要です。将来にわたって区民のニーズに応えられる区政の実現に向けて、厳しい財政状況下にあっても、北区の明るい未来を築き、必要な施策・事業が継続的に実施できるよう、また、北区の将来に予測されている人口減少・少子高齢社会に適切に対応するため、柔軟で持続可能な行財政システムを構築することが必要です。

* 将来の世代に負担を残さない財政運営を構築するため、引き続き「財源の確保」に努めるとともに、「スリムな組織体制」、「職員の能力開発・意識改革」などの「内部努力の徹底」や「業務の効率化」などを進め、将来を見据えた柔軟で持続可能な行財政システムを確立します。

* 「地域のきずなづくり」や「子育てファミリー層・若年層の定住化」をはじめ、多くの課題を解決する取組みを推進するため、官民の役割分担を見直し、民間活力の活用や区民・民間事業者・NPOなど多様な主体との連携を図り、社会の変化に対応した行政サービスを提供します。

(3) 経営改革の方向性

新たな経営改革プランについては、現行の「経営改革プラン2015」の方向性をベースとしたうえで、「地域のきずなづくり」、「内部努力の徹底」、「社会の変化に対応した行政サービスの提供」、「公共施設の再配置・長寿命化」などの観点で構成する4つの視点を反映したものとします。

①区民とともに ～地域のきずなづくりと協働によるまちづくりの推進～

区の基本姿勢である「区民とともに」は、本改定においても引き続き追求されるべき課題です。「子育てファミリー層・若年層の定住化」を進めていくうえでは、地域において世代を超えた人々が主体的にまちづくりに取り組み、地域で支えあうことが重要です。情報の共有化や区民参画を一層進めるとともに、区の最重要課題の一つである「地域のきずなづくり」に重点を置いた取組みを、区民との協働によりさらに進めていきます。

②将来を見据えた柔軟で持続可能な行財政システムの確立

内部努力の徹底を図りながら、今後の財政需要を見込み、将来に備えることのできる強固で弾力的な財政基盤の構築が重要です。区政の透明性を高め、適正な事務を執行できる体制を整えるとともに、職員の意識改革や職務遂行能力の一層の向上を図り、仕事の進め方や働き方を見直すことで、機能的かつ効率的な組織体制や業務遂行のしくみづくりを進めていきます。また、歳入確保に向けた取組みなど、積極的に財源確保を推進していきます。

③社会の変化に対応した行政サービスの提供

引き続き、複雑化・多様化する行政需要に対応するため、さまざまな手法による民間事業者やNPOなどの「公」を担う多様な主体の参画や連携を促すとともに、AIをはじめとする先端技術の積極的な活用を検討し、業務の効率化と質の高い行政サービスの提供へとつなげていきます。また、行政サービスに見合った受益者負担の適正化を進めていきます。さらに費用対効果などを検証しつつ、社会情勢や環境の変化に応じた業務や事業の見直しを進めるため、適宜、取組みの成果を踏まえ、所管組織が主体的に新たな項目を検討していきます。

④公共施設マネジメントの推進

今後、老朽化した公共施設の建替えや改修など、多額の更新費用が必要となりますが、将来的に負担できる更新費用には限界があります。限られた資源の中で、新たな施設需要にも対応し、区民サービスの向上を図るため、「北区公共施設再配置方針（平成 25（2013）年 7 月）」及び「北区公共施設等総合管理計画（平成 29（2017）年 2 月）」に基づき、区の財政状況や人口動向、区民ニーズの変化等を踏まえ、北区公共施設マネジメント方針や総量抑制のための 3 つの方策（①用途転換②学校等の施設への集約化・複合③統廃合・廃止の検討）などについて具体的な取組みを進めます。また、施設の維持管理コストの縮減、施設の長寿命化にも取り組んでいきます。

（４）新たな経営改革プランの計画期間

新たな経営改革プランの計画期間は、「新基本計画」の前期 5 か年（平成 32（2020）年度から 36（2024）年度まで）としますが、中長期的視点に立った行財政運営を行うことを視野に進めていくものとします。なお、計画を着実に実施し、改革を進めていくためには、その進捗状況を適切に管理していくことが必要です。したがって、新たにプランで計画化される事業については、引き続き区長を本部長とする経営改革本部のもとで適切に進行管理を行っていきます。また、経済情勢をはじめとした急激に変化する社会情勢を見据えながら、迅速かつ適切な対応を行うため、毎年度、必要に応じて新たな改革項目の検討を行い、経営改革を着実に推進していきます。

「新たな北区経営改革プラン」体系図

新たな経営改革プラン

対象期間

「新基本計画」の前期5年間（平成32（2020）年度～平成36（2024）年度）

目的

北区基本構想の実現

区民サービスの向上

新基本計画
のための資金調達

次世代につなぐ、健全
で安定的な行財政運営

方向性

1 区民とともに

～地域のきずなづくりと協働によるまちづくりの推進～

ex：地域のきずなづくり、情報の共有化、区民参画の推進、
協働によるまちづくり

2 将来を見据えた柔軟で持続可能な 行財政システムの確立

ex：財源の確保、事務や事業の見直し、効率的・効果的な組織・執行体制の構築、
職員の意識改革と職務執行能力の向上

3 社会の変化に対応した行政サービスの提供

ex：行政情報化の推進、行政サービス提供体制の見直し、民間活力の活用、
指定管理者制度、公民連携の推進、受益者負担の適正化

4 公共施設マネジメントの推進

ex：施設情報の一元的管理・共有化、長寿命化や維持管理コストの縮減、
再配置に向けた取組み、有効活用

参考資料

- 諮問文
- 検討委員会名簿
- 検討会の検討経過
- 検討会設置要綱

30北政企第1670号
平成30年10月22日

「北区基本計画2015」及び「北区経営改革プラン2015」
の改定のための検討会会長 殿

東京都北区長 花川 與惣太

「北区基本計画2015」及び「北区経営改革プラン2015」
の改定のための検討会設置要綱第2条の規定に基づき、下記の
事項を諮問する。

記

(諮問事項)

- 1 「北区基本計画2015」及び「北区経営改革プラン
2015」の改定について
- 2 その他必要な事項について

「北区基本計画 2015」及び「北区経営改革プラン 2015」の改定のための検討会
委員名簿

区分		所属団体等	カテゴリー
学識経験者	岩崎 美智子	東京家政大学家政学部教授	第1分野
	八木 裕子	東洋大学ライフデザイン学部准教授	第1分野
	藤井 穂高	筑波大学人間系教授	第2分野
	北原 理雄	千葉大学名誉教授	第3分野
	加藤 孝明	東京大学生産技術研究所 都市基盤安全工学国際研究センター 准教授	第3分野
	加藤 久和	明治大学政治経済学部教授	経営改革
区内団体代表	大塚 麻子	北区男女共同参画推進ネットワーク	男女共同参画
	小澤 浩子	赤羽消防団	安全・安心
	尾花 秀雄	北区商店街連合会	産業
	鈴木 将雄	北区地域リサイクラー協議会	環境
	田辺 恵一郎	東京鋼鐵工業株式会社	経営
	永沢 映	NPO 法人コミュニティ・福祉・トータル	NPO 創業支援
	和氣 よしえ	北区民生委員児童委員協議会	福祉
	渡辺 秀一	北区町会自治会連合会	コミュニティ
公募委員	織戸 龍也		
	金澤 達也		
	櫻井 寛己		
	野村 真美		

「北区基本計画 2015」及び「北区経営改革プラン 2015」の改定のための検討会
 検 討 経 過

回数	年月日	内容
第1回	平成30年10月22日(月)	北区の現状と課題 人口動向と社会保障への影響 など
第2回	平成30年11月12日(月)	第4分野(経営改革)・経営改革プラン
第3回	平成30年12月3日(月)	第1分野(健康づくり、高齢者、障害者、子育て支援など)
第4回	平成30年12月25日(火)	第2分野(産業振興、地域振興、文化振興、教育、国際化、男女共同など)
第5回	平成31年1月21日(月)	第3分野(まちづくり、環境、安全・安心など)
第6回	平成31年2月5日(火)	まとめ
第7回	平成31年2月21日(木)	答申

「北区基本計画 2015」及び「北区経営改革プラン 2015」の改定のための
検討会設置要綱

30北政企第1334号
平成30年6月29日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、「北区基本計画 2015」及び「北区経営改革プラン 2015」(以下「基本計画等」という。)の改定に当たり、区民参画を図るとともに、様々な立場及び視点から意見等を募り、多角的に検討を進めるため、「北区基本計画 2015」及び「北区経営改革プラン 2015」の改定のための検討会(以下「検討会」という。)を設置することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 検討会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討して答申する。

- (1) 基本計画等の改定に関すること。
- (2) その他区長が基本計画等の改定に関し検討が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる者で、区長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 6人以内
- (2) 区内各種団体構成員 8人以内
- (3) 公募の委員 4人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から検討会が第2条に規定する答申を行った日までとする。

- 2 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、会長が招集する。

2 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 検討会の所掌事項のうち特定の事項について検討するため、検討会に部会を置くことができる。

2 部会の所掌事務、構成その他の運営に必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、政策経営部企画課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月29日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、第2条の規定による答申が行われた日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以降最初に開催する検討会については、第6条第1項中「会長」とあるのは「区長」とする。

「北区基本計画2015」及び「北区経営改革プラン2015」の改定のための検討会 答申
平成31年(2019年)2月発行

発行／「北区基本計画2015」及び「北区経営改革プラン2015」の改定のための検討会
事務局／北区政策経営部企画課

〒114-8508

北区王子本町1-15-22

電話(3908)1111 内線2111~4

(3908)1104(ダイヤルイン)
